

平成30年度（2018年度）

吹田市労働事情調査

調査報告

吹田市

都市魅力部地域経済振興室

目次

I . 平成 30 年度（2018 年度）吹田市労働事情調査について	1
II . 調査結果の概要	
回答状況について	3
1 - 1 . 従業員について	3
1 - 2 . 定年退職制度等について	5
1 - 3 . 労働条件、労働時間、労働組合等について	5
1 - 4 . 無期転換ルールについて	7
2 . 新規採用、雇用計画、採用方法等について	8
3 . 障がい者の雇用状況について	10
4 . パートタイム労働者について	11
5 . 男女雇用機会均等法について	13
6 . 育児・介護休業制度について	16
7 - 1 . ワーク・ライフ・バランスについて	17
7 - 2 . 健康保持について	17
8 . 福利厚生について	18
9 . 労働問題についての相談機関について	20
10 . 労働に関する啓発について	20
11 . 吹田市が実施する事業について	20
III . 附表	21
IV . 平成 30 年度（2018 年度）吹田市労働事情調査票	36
V . あとがき	51

I . 平成 30 年度（2018 年度）吹田市労働事情調査について

1 調査の目的

吹田市内の事業所における労働条件・雇用条件等の実態を把握し、今後の労働福祉行政推進のための基礎資料とすることを目的として調査を行いました。

2 調査基準日

平成 30 年（2018 年）9 月 1 日現在

3 調査の範囲

- (1) 地 域 吹田市全域
- (2) 産 業 日本標準産業分類による次の産業
- D. 建設業
 - E. 製造業
 - F. 電気・ガス・熱供給・水道業
 - G. 情報通信業
 - H. 運輸業、郵便業
 - I. 卸売業、小売業
 - J. 金融業、保険業
 - K. 不動産業、物品賃貸業
 - L. 学術研究、専門・技術サービス業
 - M. 宿泊業、飲食サービス業
 - N. 生活関連サービス業、娯楽業
 - O. 教育、学習支援業
 - P. 医療、福祉
 - Q. 複合サービス業
 - R. サービス業（他に分類されないもの）
- (3) 対 象 吹田市内の 1,000 事業所

4 調査項目

巻末「IV. 平成 30 年度吹田市労働事情調査票」のとおり

5 調査方法

郵送による調査票配布、自記回答・返送方式。

6 集計方法

吹田市都市魅力部地域経済振興室内において、パソコンコンピューターを利用し集計しました。

7 回答状況

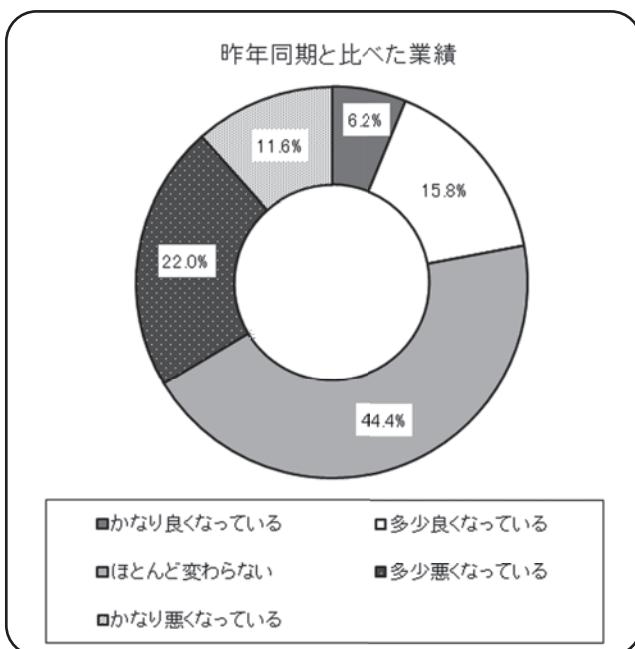
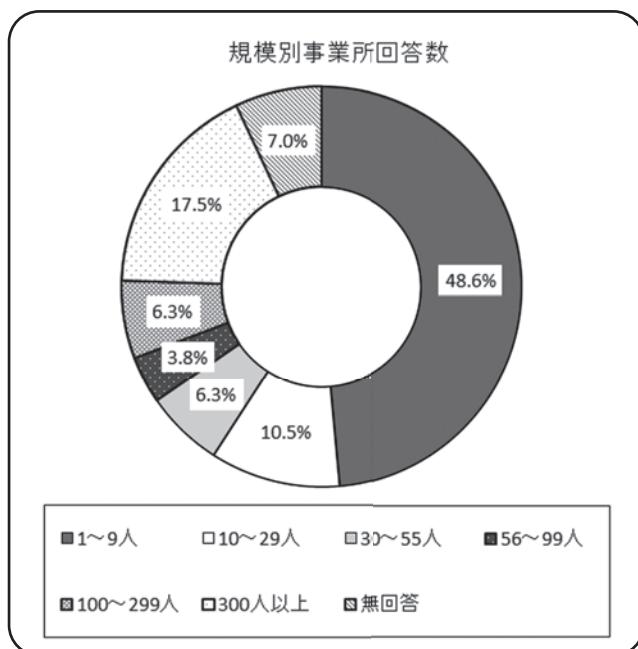
286 事業所から回答があり、回答率は、28.6%でした。産業（業種）別、企業規模別の回答事業所数は、次ページ表、【回答事業所の概要】のとおりです。

8 回答事業所の概要と業績

業種別、企業規模別で見る回答事業所の概要（附表 1-1、1-15 参照）

業種	事業所数	割合
合 計	286	100.0%
建設業	22	7.7%
製造業	21	7.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.7%
情報通信業	3	1.0%
運輸業、郵便業	4	1.4%
卸売業、小売業	67	23.4%
金融業、保険業	2	0.7%
不動産業、物品賃貸業	28	9.8%
学術研究、専門・技術サービス業	10	3.5%
宿泊業、飲食サービス業	20	7.0%
生活関連サービス業、娯楽業	11	3.8%
教育、学習支援業	6	2.1%
医療・福祉	38	13.3%
複合サービス業	1	0.3%
サービス業(他に分類されないもの)	21	7.3%
その他	19	6.6%
無回答	11	3.8%

企業規模						
1~9人	10~29人	30~55人	56~99人	100~299人	300人以上	無回答
139	30	18	11	18	50	20
9	4	1	1	5	2	0
6	2	2	5	2	4	0
0	0	0	0	0	2	0
3	0	0	0	0	0	0
1	0	1	0	1	0	1
29	8	5	0	6	16	3
1	0	0	0	0	1	0
26	0	1	0	0	0	1
6	1	0	2	1	0	0
14	2	1	1	0	2	0
4	1	0	0	0	5	1
3	0	0	0	0	3	0
19	5	3	1	1	8	1
0	1	0	0	0	0	0
6	6	2	0	1	6	0
12	0	2	1	1	1	2
0	0	0	0	0	0	11



II . 調査結果の概要

- 文中挿入されるグラフの数値は、小数点第 2 位で四捨五入し、小数点第 1 位まで表示しています。よって、合計が 100.0% にならない場合があります。

回答状況について

「吹田市労働事情調査」は、平成 21 年度（2009 年度）以降、調査方法を見直し、1,000 事業所を対象として、3 年ごとに実施することとしています。

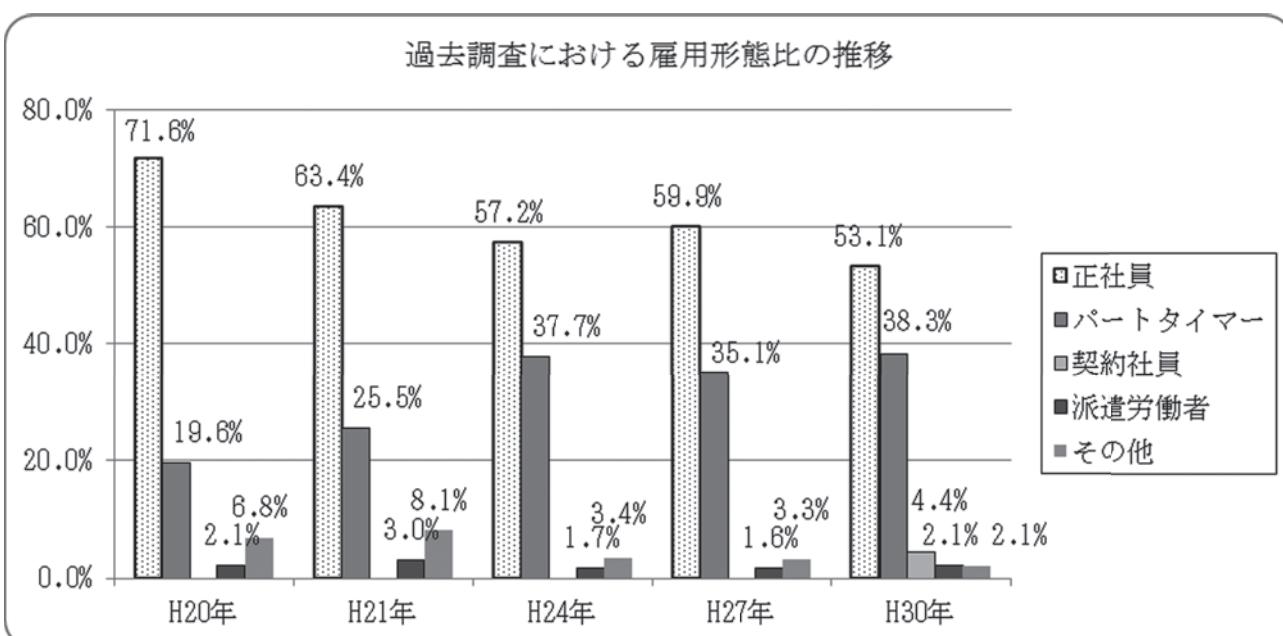
今年度調査では、286 事業所に回答いただき、前回と比べた回答率はほぼ横ばいでした（回答率：「平成 27 年度（2015 年度）」 27.0% ⇒ 「平成 30 年度（2018 年度）」 28.6%）。

1-1. 従業員について

（1）従業員の雇用状況について

この項目に回答のあった 286 事業所で雇用されている従業員数の合計は 4,814 人でした。「平成 27 年度労働事情調査結果（以下、「27 年度調査」といいます。）」と、雇用形態別の雇用人数による構成比を比べると、正社員は 53.1%（「27 年度調査」比△6.8%、以下同）と前回に比べ減少していました。一方、パートタイマーについては、38.3%（3.2%）、派遣労働者については、2.1%（0.5%）と増加していました。また、「平成 30 年度労働事情調査結果（以下、「30 年度調査」）より追加した契約社員については、4.4% という値が得られました。（附表 1-6 参照）

業種別に見ますと、「建設業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「金融、保険業」では正社員の比率がそれぞれ 85% 以上と高い割合となっています。一方で「宿泊業、飲食サービス業」では 19.5% と低くなっています。パートタイマーの比率が 78.5% と高くなっています。



(2) 従業員の構成

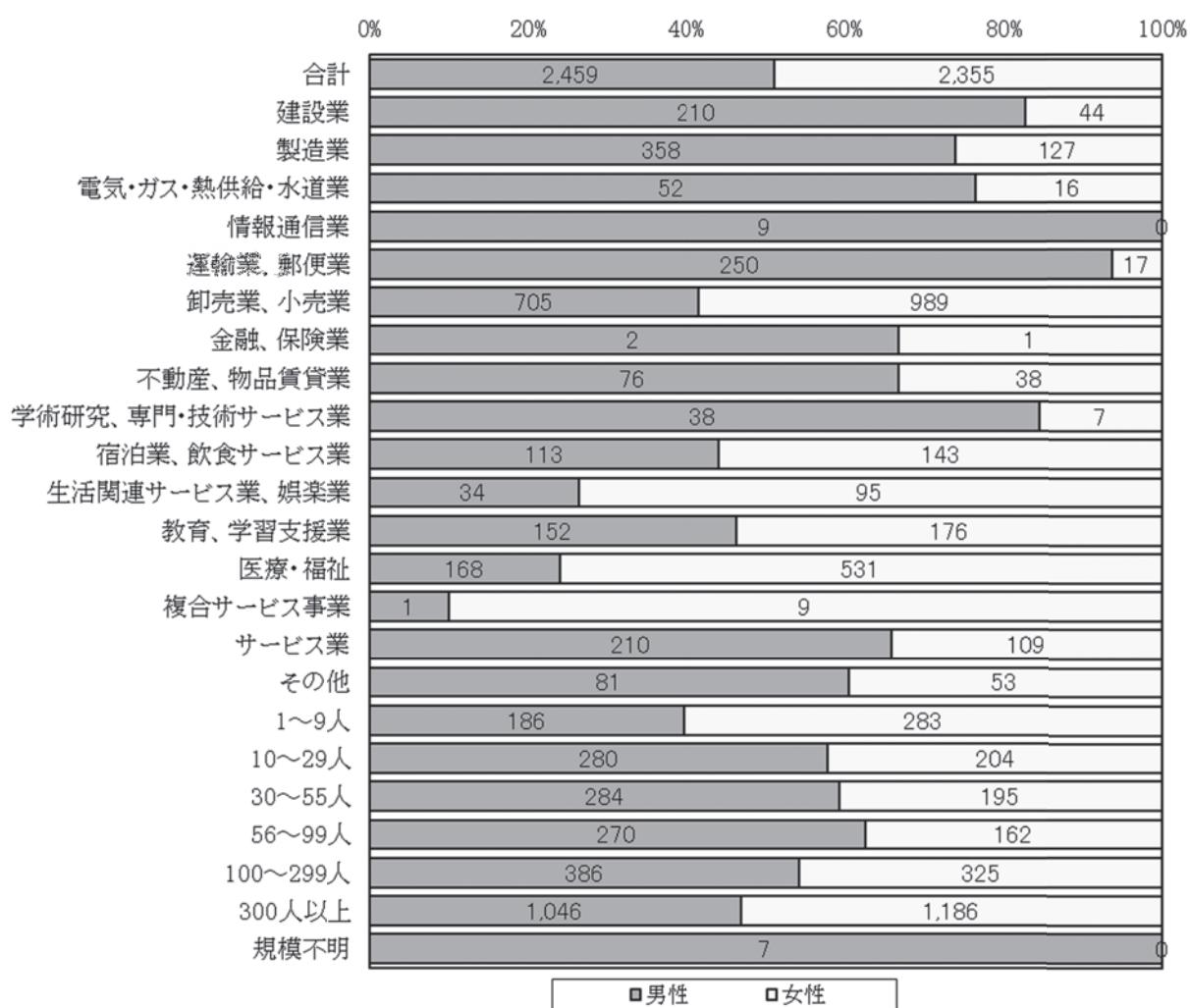
全回答事業所における従業員の性別構成は、4,814 人中男性が 2,459 人（51.1%）、女性が 2,355 人（48.9%）でした。従業員数が多いのは、上位から「卸売業・小売業 1,694 人」、「医療・福祉 699 人」、「製造業 485 人」であり、この傾向は、平成 26 年（2014 年）に実施された「経済センサス・基礎調査」や平成 28 年（2016 年）に実施された「経済センサス・活動調査」の調査結果とも概ね符合するものです。

業種別では、「生活関連サービス業・娯楽業」、「医療・福祉」では女性の比率がそれぞれ 73.6%、76.0% と高くなっています、「運輸業、郵便業」では 6.4%、「学術研究、専門サービス技術業」、「建設業」でもそれぞれ 15.6%、17.3% と低くなっています。情報通信業における女性の割合は 0% となっていました。

企業規模別では、「1～9 人」、「300 人以上」では、それぞれ 60.3%、53.1% と女性の割合が男性の割合を上回っており、全体としても女性の割合が 48.9% となるなど、働く女性が増加していることが読み取れます。一方で、雇用形態別で見ますと、正社員・契約社員では男性の比率が、パートタイマー・派遣労働者では、女性の比率がそれぞれ半数を上回っています。非正規社員として働く女性が多い傾向がみられます。

従業員男女比（業種・企業規模別）

（グラフ内の単位：人）



30年度調査より追加した、高齢者や外国人の従業員比率については、高齢者の比率は全体の6.0%となっており、パートタイマーとして働く高齢者の割合が最も高く、全体の51.2%を占めています。外国人従業員は、「卸売業・小売業」、「製造業」での雇用が多くみられ、回答事業所全体の外国人雇用のうち、それぞれ48.9%、26.7%を占めています。(附表1-2～1-6参照)

1-2. 定年退職制度等について

(1) 定年退職制度について

定年退職制度を導入していると回答した事業所は123事業所(48.6%)でした。

業種別では、回答事業所数は少なかったものの、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「金融・保険業」で一律定年退職制導入率が100%となっており、加えて「建設業」でも72.7%と高い値となっています。また、企業規模別では、定年退職制が導入されていない割合が「1～9人」で81.1%と高率になっています。企業全体の規模が大きい事業所ほど定年退職制が導入されている傾向がみられます。また、平均の定年年齢は、61.3歳でした。(附表1-7参照)

(2) 雇用延長制度について

定年退職した従業員に対する制度では、「特に制度は設けていない」との回答が115件(47.7%)と最も多く、導入されている制度では、「再雇用制度」92件(38.2%)、「勤務延長制度」28件(11.6%)が多くなっていました。企業規模別では、「1～9人」で82.1%が制度を設けておらず、定年退職制度の導入状況の傾向との連動がうかがわれます。また、雇用延長制度を導入している企業における勤務年数は、勤務延長制度においては平均66.9歳まで、再雇用制度においては平均65.5歳まででした。(附表1-8参照)

1-3. 労働条件、労働時間、労働組合等について

(1) 労働条件の明示

労働条件通知書を交付して労働条件全般を明示していると回答した事業所は回答事業所251事業所中124事業所(49.4%)でした。明示していないと回答した事業所は58事業所(23.1%)ありました。労働基準法第15条において、使用者が労働者を採用するときは、賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないことが定められています。また、口頭で明示し、書面は交付していないと回答した事業所も43事業所(17.1%)でした。労働条件のうち特に賃金に関する事項等5項目については書面で明示しなければなりません。労働条件を明示するよう改善してください。(附表1-9、あとがき【1】参照)

(2) 就業規則での勤務時間や休憩時間の定め

就業規則により定めていると回答した事業所は145事業所(60.2%)でした。(附表1-10参照)

労働基準法第89条で作成義務がある「常時10人以上の労働者を使用する」事業所では、10人以上の従業員を雇用している事業所数96事業所のうち、回答事業所88事業所中81事業所が就業規則により定めていると回答しました(作成率92.0%)。未作成の事業所は早急に整備するとともに、従業員へ

の周知等、就労環境改善への取組みを進めてください。

(3) 1週間あたりの所定労働時間

1週間あたりの労働時間について、労働基準法第32条では一部の業種（特例措置対象事業場）を除き、「40時間を超えて労働させてはならない」とし、これを「法定労働時間」としています。今回の調査では、1週間の所定労働時間が40時間と回答した事業所が83事業所（68.0%）と最も多くなっていますが、それ以上と回答した事業所が8事業所（6.6%）ありました。事業主の方は、適切な労働管理を行ってください。（附表1-11参照）

※ 特例措置対象事業場とは、常時雇用する従業員10人未満の「商業」、「映画・演劇業」、「保健衛生業」、「接客娯楽業」を指します。今回調査では、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療・福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）（一部）」に分類される業種がこれにあたります。

(4) 1日あたりの所定労働時間

1日の所定労働時間では、8時間と回答した事業所が81事業所（62.3%）と最も多く、それ以上と回答した事業所は6事業所（4.6%）ありました。（附表1-12参照）

(5) 1日あたりの休憩時間

休憩時間では、60分と回答した事業所が107事業所（84.3%）と最も多く、60分未満と回答した事業所は13事業所（10.2%）、61分以上は7事業所（5.5%）でした。（附表1-13参照）

(6) 労働時間の把握

労働時間を把握し記録していると回答した事業所は180事業所（71.4%）でした。把握しているが記録していないと回答した事業所は46事業所（18.3%）、把握していないと回答した事業所も26事業所（10.3%）ありました。使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認・記録し、労働時間を適正に把握する責務があります。（附表1-14参照）

(7) 労働組合の状況

労働組合もしくは社員代表団体があると回答した事業所は40事業所（15.3%）で、8割以上の事業所には労働者代表の組織がありませんでした。

概ね、企業規模が大きくなるほど、労働組合等のある比率が高まる傾向が見られ、事業所では、こうした状況を踏まえた適切な労務管理が求められます。（附表1-16参照）

1-4. 無期転換ルールについて

(1) 有期契約労働者雇用状況と無期転換ルールについて

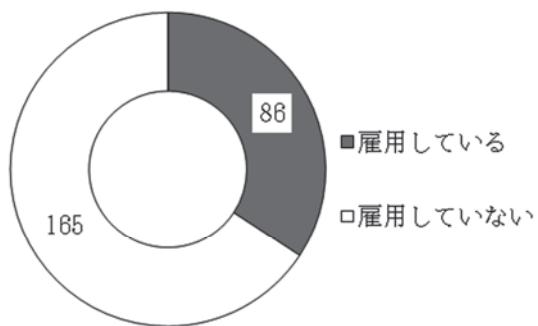
有期契約労働者を雇用していると回答した事業所は、86 事業所（34.3%）でした。

企業規模別で見ますと、「300 人以上」の事業所での割合が最も多く、37 事業所（77.1%）が有期契約労働者を雇用していると回答しました。（附表 1-17 参照）

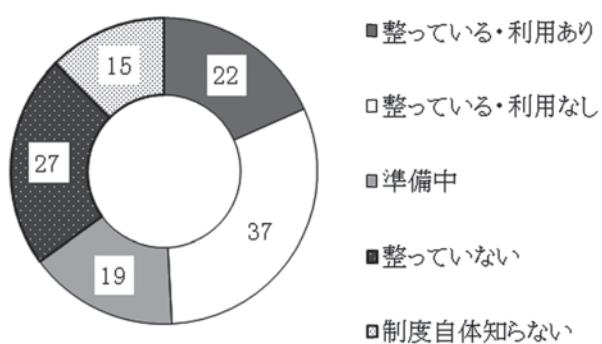
無期転換ルールについて、「整っている」と回答した事業所は、利用あり・なしを合わせて 49.1%でした。一方で、「整っていない」と回答した事業所は 27 事業所（22.5%）、「制度自体知らない」と回答した事業所も 15 事業所（12.5%）ありました。平成 25 年（2013 年）4 月より施行された改正労働契約法により、平成 30 年（2018 年）4 月から有期契約労働者に無期転換への申込権が発生しています。まだ準備が進んでいない事業所は早急に取りかかるようにしてください。

（附表 1-18、あとがき【2】参照）

有期契約労働者の雇用
(グラフ内の単位: 事業所数)



無期転換ルール整備状況
(グラフ内の単位: 事業所数)



2. 新規採用、雇用計画、採用方法等について

(1) 新規採用状況

平成 29 年度（2017 年度）新規採用を行ったと回答した事業所は、94 事業所（37.2%）で、採用人合計は 634 人でした。性別構成は、男性が 315 人（52.2%）、女性が 289 人（47.8%）となっています。（性別・採用形態記載なし 30 人）

採用形態による構成は、新卒採用者が 162 人（26.8%）、34 歳未満の中途採用者が 199 人（32.9%）、34 歳以上の中途採用者が 243 人（40.2%）となっており、雇用形態は正社員が 315 人（52.2%）、正社員以外が 289 人（47.8%）でした。

新規採用全体では 73.2%が中途採用者、47.8%が正社員以外でした。業種別で見ますと、「卸売業、小売業」が 220 人と最も新規採用人数が多くなっていました。新卒採用者では、「製造業」、「卸売業、小売業」が多く、それぞれ 61 人と 59 人でした。正社員も「卸売業、小売業」が 91 人と最も多くなっていました。企業規模別で見ますと、「300 人以上」が 345 人と最も多くなっていました。

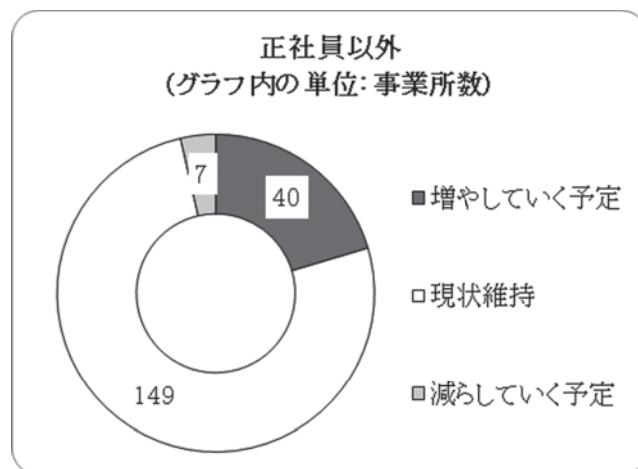
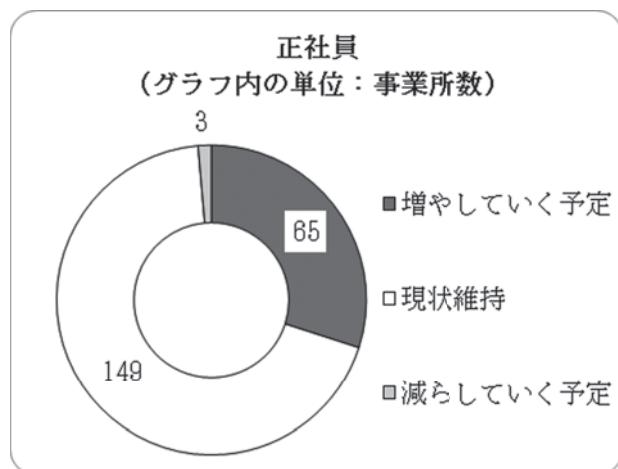
新卒採用者においても、企業規模別でみると「300 人以上」が 126 人と最も多くなっており、そのうち正社員は 121 人（96.0%）でした。34 歳未満の若年者においても新卒採用者と同じ傾向がみられ「300 人以上」が最も多くなっていました。しかし、中途採用（34 歳未満）199 人のうち、正社員での採用人は 84 人（42.2%）になり、新卒採用時（162 人中 156 人、96.3%）に比べ正社員での採用が減少していることが読み取れます。（附表 2-1～2-6 参照）

平成 29 年度（2017 年度）の若年者（新卒採用・34 歳未満）の採用者数は 361 人、事業所数は 70 社ありました。業種別では、「卸売業、小売業」が 160 人と最も多く、次いで「製造業」、「医療・福祉」となっていました。

(2) 雇用計画について

今後 1 年間で正社員を増やしていく予定があると回答した事業所は 65 事業所（30.0%）で、正社員以外を増やしていく予定があると回答した事業所は 40 事業所（20.4%）ありました。

業種別では、「製造業」のうち 61.1%が正社員を増やしていく予定があると回答しています。しかし、7 割を超える事業所が、社員数の現状維持や削減を見込んでいます。「昨年同時期との業績比較」において、「ほとんど変わらない」と「多少悪くなっている」「かなり悪くなっている」を合わせた回答が、計 202 事業所（78.0%）に上る状況に符合するものと考えられ、前回調査とほぼ変わらない数値であることからも、依然として市内事業所の経営環境が厳しいことを物語っています。（附表 1-15、2-7 参照）



(3) 社員採用方法

社員採用方法では、「公共職業安定所を通じて」との回答が 98 件（23.8%）と最も多く、「縁故等を通じて」68 件（16.5%）、「民間職業紹介機関を利用して」67 件（16.3%）と続きました。27 年度調査に比べ、民間職業紹介機関やインターネットを利用した職員採用が増加している傾向がみられます。

小規模事業所では、公共職業安定所（以下、「ハローワーク」といいます。）のほか、縁故を通じた採用の割合が高くなっています。また、大規模になるほど縁故採用の割合は減少し、代わってインターネットを活用した採用活動の割合が増加しています。（附表 2-8 参照）

(4) 「JOB ナビすいた」について

本市の就労支援施設である「JOB ナビすいた」を知っていると回答した事業所は 50 事業所（19.5%）でした。（附表 2-9 参照）

(5) 公正採用選考人権啓発推進員について

「公正採用選考人権啓発推進員」を選任している事業所は 31 事業所（12.5%）ありました。また、選任対象となる「常時 25 人以上の労働者を使用する」事業所では、選任率 27.7%（47 事業所対象）でした。（附表 2-10 参照）

(6) 「吹田企業人権協議会」について

「吹田企業人権協議会」を知っていると回答した事業所は 24 事業所（9.4%）でした。（附表 2-10 参照）

(7) 在籍 3 年未満離職者について

平成 27～29 年度（2015～2017 年度）の在籍 3 年未満離職者の合計は 227 人でした。業種別では、「医療福祉」が最も離職者が多く、「卸売業、小売業」、「教育、学習支援業」が続きます。近年、恒常的な人員不足分野として挙げられる介護・看護・保育分野が含まれるこの業種で、離職者が多くみられます。（附表 2-11 参照）

3. 障がい者の雇用状況について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、すべて事業主は、障がい者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障がい者である労働者に対し、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに、適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るように努めることとされています。

また、その中で、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務付けています。民間企業の場合、この法定雇用率は 2.2%（平成 30 年 3 月まで 2.0%）に引き上げられました。そして、2021 年 4 月までには、法定雇用率は更に 0.1% 引き上げられ、2.3% になります。また、平成 30 年（2018 年）4 月以降、対象となる事業主の範囲が従業員 50 人以上から 45.5 人以上に広がり、法定雇用率の算定の基礎に精神障がい者が追加されました。障がい者雇用のための各種助成金や職場定着への人的支援など、様々な制度があります。詳しくは、事業所管轄のハローワークにご相談ください。

（1）障がい者の雇用状況

障がい者を「現在雇用している」と回答した事業所は 20 事業所（8.1%）でした。「企業全体では雇用している」と回答した 38 事業所（15.3%）を加え、障がい者を現在雇用している事業所（企業）は 58 事業所（23.4%）となり、27 年度調査より 5.8% 増加しています。しかし、法定雇用率の達成に向けた取組みが義務付けられる規模の事業所においても、「雇用経験無し」とする回答が見られる状況です。

また、雇用されている障がい者の人数の内訳では、「身体」が最も多く、「精神」の割合は障がい者雇用をしていると回答した事業所の中でも人数は 2 割未満に止まっています。（附表 3-1、3-2 参照）

（2）障がい者の雇用形態

「正社員」として雇用があると回答したのは回答事業所数 22 事業所中 10 事業所（45.5%）、「正社員以外」として雇用しているとの回答は 16 事業所（72.7%）でした。（附表 3-3 参照）

（3）障がい者の雇用経路

「雇用中に障がいの認定を受けた」との回答が 10 件（32.3%）と最も多く、次いで「公共職業安定所を通じて」、「障がい者・生活支援センターを通じて」がいずれも 8 件（25.8%）でした。（附表 3-4 参照）

（4）障がい者雇用の課題について

障がい者雇用を促進するにあたり課題となる事項では、「設備が整っていない」との回答が 110 件（55.3%）と最も多く、次いで「どのような業務を任せればいいかわからない」が 54 件（27.1%）でした。（附表 3-5 参照）

（5）「障がい者就職応援フェア」について

本市とハローワーク、商工会議所の共催による「障がい者就職応援フェア」を知っていると回答した事業所は 56 事業所（23.5%）でした。（附表 3-6 参照）

4. パートタイム労働者について

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下、「パートタイム労働法」といいます。）では、事業主に対し、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進等の措置を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図り、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるよう努めることを求めています。

平成 27 年（2015 年）4 月 1 日より、「改正パートタイム労働法」が施行され、①正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大、②「短時間労働者の待遇の原則」の新設、③パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設、④パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務が新設されました。

更に、2020 年 4 月 1 日には、パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。法律の名称も、「パートタイム労働法」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（「パートタイム・有期雇用労働法」）に変わります。（中小企業においては 2021 年 4 月 1 日より適用。）改正のポイントは、正社員と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）との間での不合理な待遇差の禁止等です。「同一労働同一賃金ガイドライン」も策定されており、待遇差の改善に向けて対応していく必要があります。（詳しくは「厚生労働省パートタイム・有期雇用労働法」で検索）

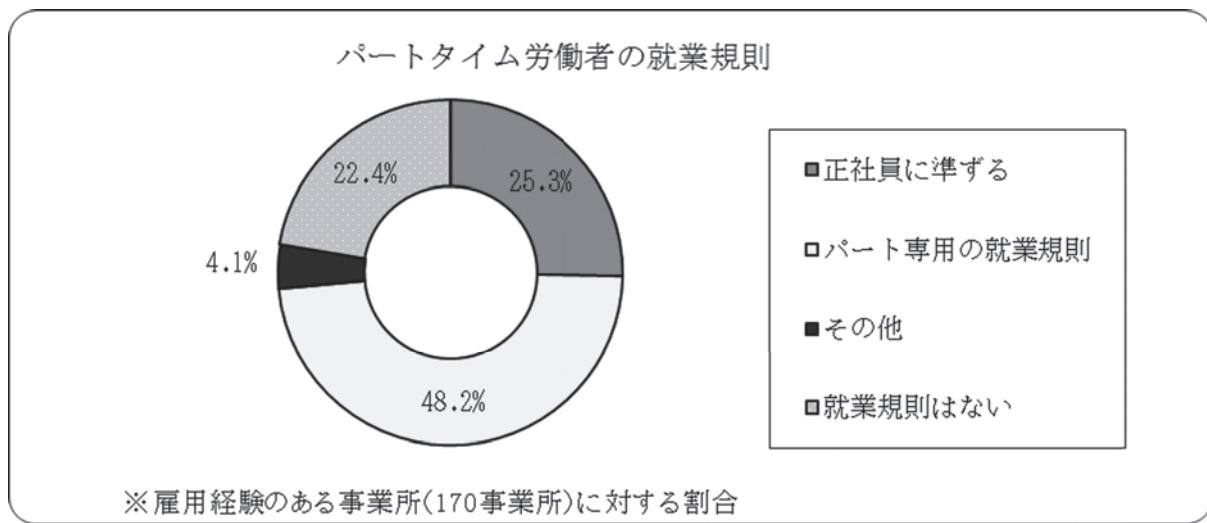
各事業所におかれましては、短時間・有期雇用労働者がその能力をより一層有効に発揮できるよう、雇用環境の整備をお願いいたします。

（1）パートタイム労働者の就業規則について

パートタイム労働者を雇い入れた場合、「労働時間やその他労働条件に関する事項を明らかにした文書を交付」する必要があるとパートタイム労働法で定められています。

今回の調査でパートタイム労働者の就業規則を作成していると回答した事業所は 132 事業所（54.5%）で、内訳は「正社員に準ずる」43 事業所（17.8%）、「専用の規則がある」82 事業所（33.9%）、「その他」7 事業所（2.9%）でした。「就業規則はない」との回答も 38 事業所（15.7%）ありました。

（附表 4-1、あとがき【4】参照）



(2) 雇用契約内容の提示について

採用、契約更新時の雇用契約内容の提示について、「すべて文書で示している」は102事業所(59.3%)、「重要なことは文書で示している」は23事業所(13.4%)と、何らかの文書で提示している事業所は、パートタイム労働者を雇用している事業所の72.7%となりました。しかし、特に示していないという事業所も14事業所(8.1%)ありました。(附表4-2参照)

(3) 短時間雇用管理者について

パートタイム労働法第15条では、「パートタイム労働者を常時10人以上雇用する事業所は、パートタイム労働指針に定める事項その他の雇用管理の改善に関する事項等を管理する「短時間雇用管理者」を選任するように努めなければならない」と規定しています。「短時間雇用管理者」を選任している事業所は13事業所(21.3%)ありました。

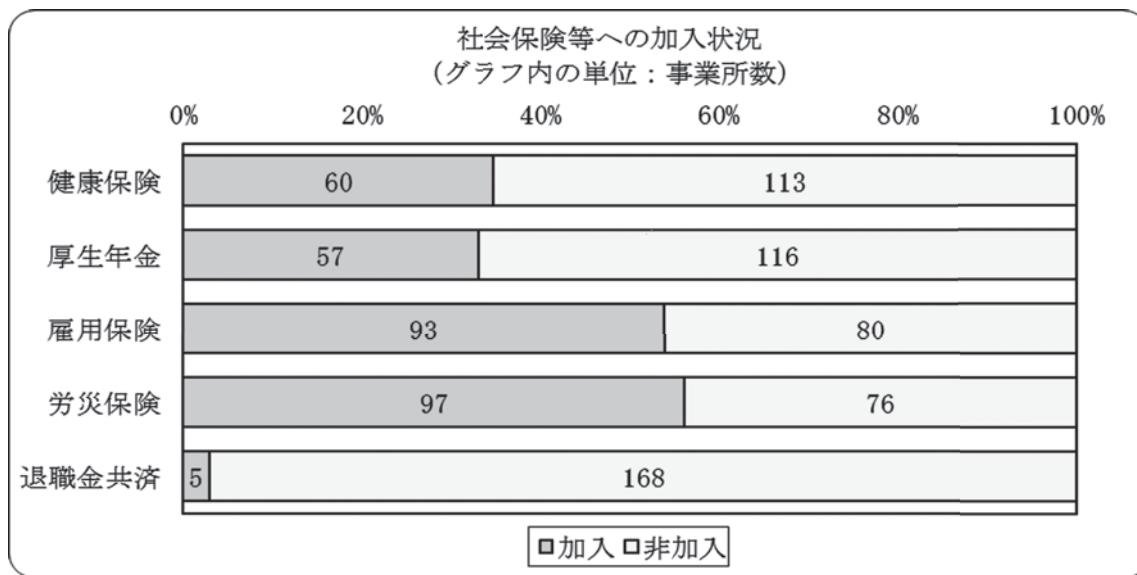
また、選任対象となる「パートタイム労働者を常時10人以上使用する」事業所では、選任率20.0%(25事業所対象)でした。こうした選任の状況と上記項目における、雇用契約内容の提示の状況とは、強く関連しあっていると考えられます。(附表4-3参照)

(4) パートタイム労働者の平均労働時間

パートタイム労働者の1日の平均労働時間は4~6時間と回答した事業所が71事業所(44.1%)と最も多くなっています。(附表4-4参照)

(5) 社会保険等への加入状況

「労災保険」に加入していると回答した事業所は97事業所(56.1%)、次いで「雇用保険」への加入は93事業所(53.8%)でした。(附表4-5、4-6、あとがき【5】参照)



(6) パートタイム労働者の労働条件について

パートタイム労働者と正社員の労働条件についての事項では、「賞与・一時金を支給することがある」との回答が71件(45.8%)と最も多く、次いで大差なく「福利厚生施設の利用や行事への参加を認めている」が70件(45.2%)、「時間比例で、年次有給休暇を適用している」が68件(43.9%)でした。(附表4-7参照)

5. 男女雇用機会均等法関係・ハラスメント対策について

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下、「男女雇用機会均等法」といいます。）では、募集・採用、配置・昇進の雇用管理の各ステージにおける労働者の性別による差別の禁止や、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が定められています。また、平成 29 年（2017 年）1 月 1 日からは、上司・同僚からの職場における妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策の措置が義務付けられました。

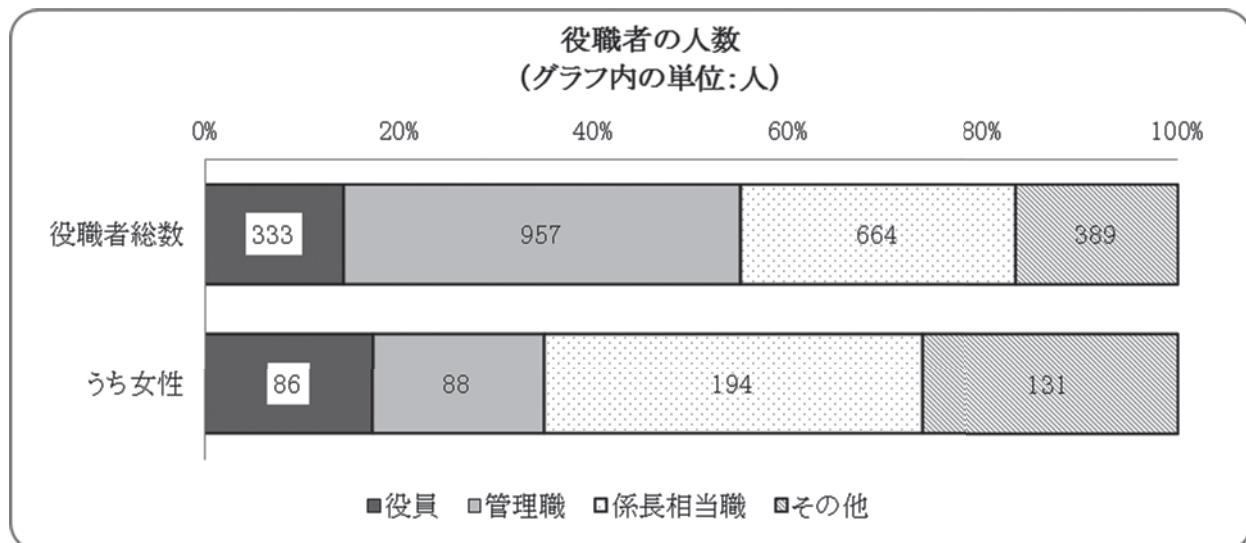
各事業所におかれましては男女雇用機会均等法に沿った雇用管理がなされるよう、ハラスメント防止や雇用環境の整備に努めてください。

（1）女性役職者の登用状況

女性役職者の登用状況について、女性役員がいる事業所は 66 事業所、女性管理職がいる事業所は 34 事業所、女性係長相当職がいるのは 30 事業所でした。

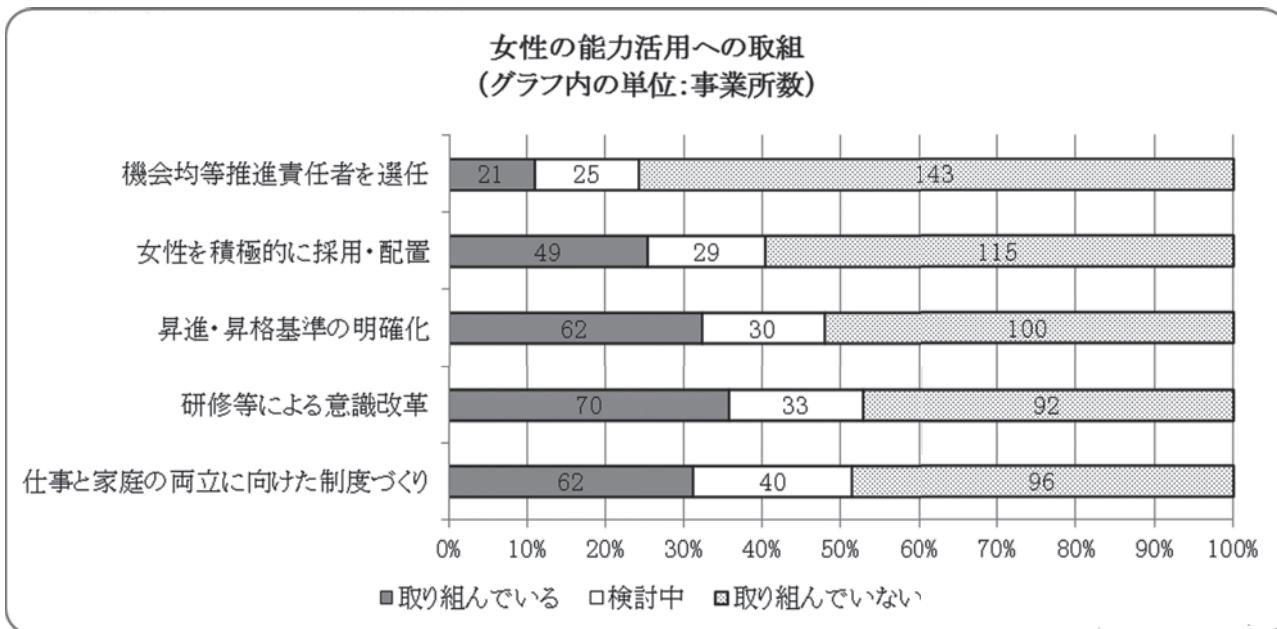
女性役職者の数としては、役職者がいると回答した事業所の役職者数 2,343 人のうち 499 人（21.3%）でした。中でも係長相当職が 664 人中 194 人と最も多くなっています。

（附表 5-1、5-2 参照）



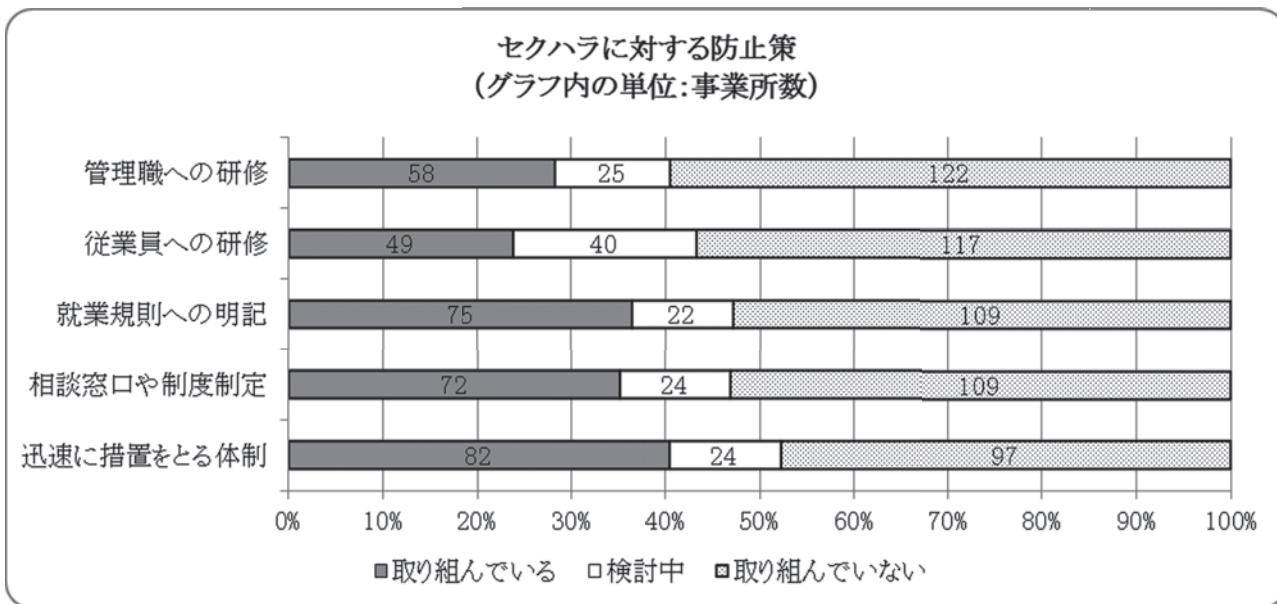
（2）女性従業員の能力活用対策

実質的な男女の均等な雇用・労働機会及び女性従業員の能力を活用するための取組みにおいて、「取り組んでいる」もしくは「検討中」と答えた事業所数は、「研修等の意識改革を行っている」が 103 事業所（52.8%）、「仕事と家庭の両立に向けた制度づくり」との回答が 102 事業所（51.5%）と多くなっていました。「取り組んでいない」と回答した事業所数はどの項目でも 50%近くを占め、「機会均等推進責任者の選任」では 75.7%が「取り組んでいない」と回答しました。（附表 5-3、5-4 参照）



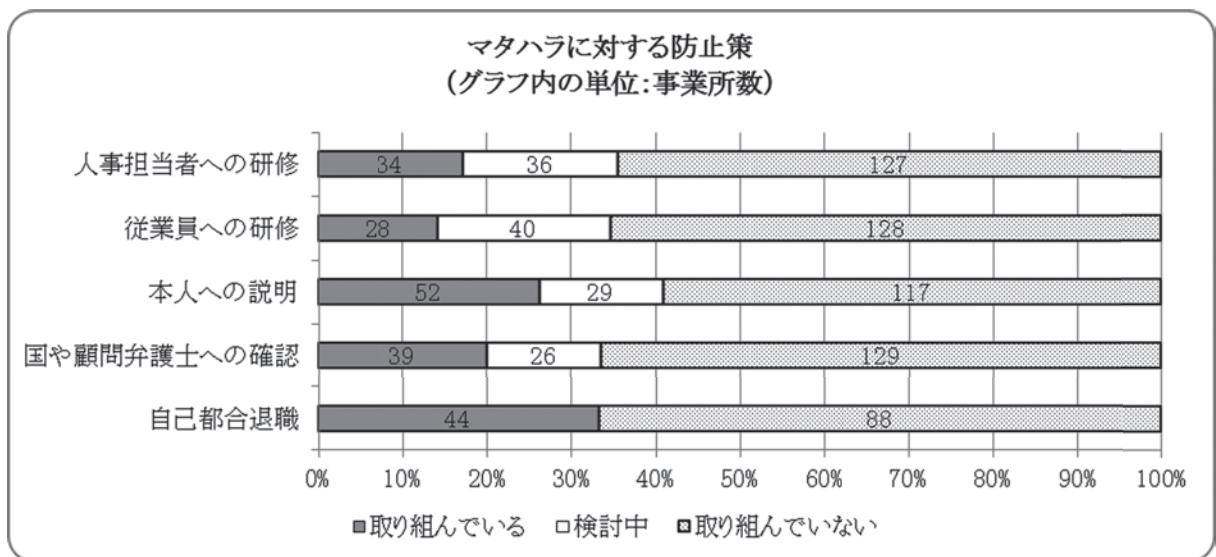
(3) セクハラに対する防止対策

セクハラを防止するために取り組んでいる、又は検討していることでは、「事実関係の確認を行い、迅速に適切な措置を取る体制」が 106 事業所 (52.2%) と最も多くなっていました。次いで「就業規則等に防止策を取りまとめ、事業所内への周知」が 97 事業所 (47.1%)、「相談のための窓口、もしくは制度を定め従業員に周知している」が 96 事業所 (46.8%) でした。(附表 5-5、5-6 参照)



(4) マタハラに対する防止対策

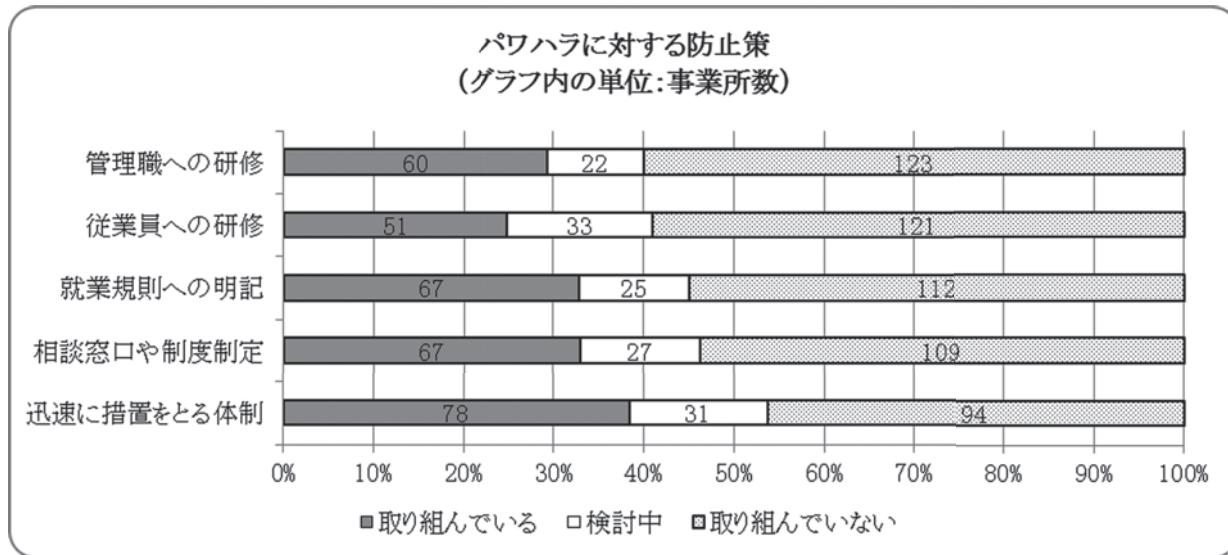
マタハラを防止するために取り組んでいる、又は検討していることでは、「雇用管理上の措置を行う場合は本人に充分な説明を行い、理解を得るようにしている」との回答が最も多く、81 事業所 (40.9%) でした。(附表 5-7、5-8 参照)



(5) パワハラに対する防止対策

パワハラを防止するために取り組んでいる、又は検討していることでは、「事実関係の確認を行い、迅速に適切な措置を取る体制」が 109 事業所（53.7%）と最も多くなっていました。

(附表 5-9、5-10 参照)



(6) 女性活躍推進法について

平成 27 年（2015 年）8 月に成立した女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定状況において、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から、301 人以上の大企業は、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行わなければなりません。（300 人以下の中小企業は努力義務。）今回の調査では、300 人以上の規模の事業所では、「既に提出済みであり、従業員にも周知している」と回答した事業所が 24 事業所（57.1%）でした。しかし、「特に何もしていない」と回答した事業所が 10 社（23.8%）ありました。（附表 5-11 参照）

301 人以上の事業所では、事業主行動計画策定が義務付けられています。まだ策定していない事業所は速やかに策定するようにしてください。

6. 育児・介護休業制度について

男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し作成された育児・介護休業法は、保育所に入れない場合等でも育児休業が取得でき、職場復帰を諦めることなく働き続けられるよう、平成 29 年（2017 年）3 月に改正育児・介護休業法が公布されました（同年 10 月 1 日施行）。主な改正内容は以下のとおりです。

【1】保育所に入れない場合など、2 歳まで育児休業取得可能（育児休業期間延長）

【2】子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などを個別周知

【3】育児目的休暇の導入促進

また、介護しながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう、平成 29 年（2017 年）1 月施行の改正では、介護休業の分割取得や取得単位の柔軟化を可能とする等の改正も行われています。（詳しくは「厚生労働省 育児・介護休業法」で検索）

各事業所におかれましては、改正の趣旨をご理解いただき制度の整備に努めてください。

（1）育児・介護休業制度の就業規則記載状況

- 1) 育児休業制度 … 「明文化している」と回答した事業所は 117 事業所（52.9%）でした。
- 2) 介護休業制度 … 「明文化している」と回答した事業所は 106 事業所（48.2%）でした。
- 3) 看護休業制度 … 「明文化している」と回答した事業所は 91 事業所（41.6%）でした。

これらの回答事業所数は前回調査より増加しておりましたが、依然として半数前後にとどまっています。また、企業規模の小さい事業所ほど「明文化していない」という割合が高くなっていました。

（附表 6-1、6-2 参照）

（2）育児休業制度利用状況

平成 29 年度（2017 年度）中に育児休業制度の利用があったと回答した事業所は 45 事業所（19.6%）でした。利用者は 105 人で、そのうち 8 人が男性でした。前回調査においては、利用者は 23 人（すべて女性）であったため、育児休業取得者が増加しているといえます。一方で、対象者としては 203 人（うち男性 22 人）との回答であったため、より一層対象者が適切に育児休業制度を利用できるよう、制度の整備に努めてください。（附表 6-3 参照）

また、育児休業支援策として「短時間勤務制度」を導入している事業所が 87 事業所（48.3%）と最も多くなっており、次いで「所定外労働時間の制限」が 86 事業所（47.8%）、「子の看護休暇」の導入が 77 事業所（42.8%）でした。（附表 6-5 参照）

（3）介護休業制度利用状況

平成 29 年度（2017 年度）中に介護休業制度の利用があったと回答した事業所は、8 事業所（3.5%）でした。利用者は、12 人でうち 1 人が男性でした。内訳は、300 人以上の企業規模の事業所に勤める女性 9 人・男性 1 人で、10～29 人、30～55 人の企業規模の事業所に勤める女性が 1 人ずつでした。（附表 6-4 参照）

また、介護支援策として「短時間勤務制度」を導入している事業所が 79 事業所（44.1%）と最も多く、次いで「所定外労働時間の制限」が 74 事業所（41.3%）となっています。（附表 6-6 参照）

7-1. ワーク・ライフ・バランスについて

(1) 年次有給休暇の取得率について

年次有給休暇の平均取得率は 41.8% でした。(附表 7-1 参照)

平成 31 年（2019 年）4 月より、働き方改革関連法が施行され、年次有給休暇の取得が義務化されます。すべての企業において、年 10 日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年 5 日については、使用者が時季を指定して取得させが必要となります。

(2) ワーク・ライフ・バランスのための取組み

超過勤務を減らすための取組みでは、「従業員への意識啓発」との回答が 76 件（51.4%）と最も多く、次いで「業務改善による労働時間の短縮」が 75 件（50.7%）でした。(附表 7-2 参照)

(3) 変形労働時間制等について

労働基準法第 32 条の 2～5 に規定される変形労働時間制、フレックスタイム制は、業務の繁閑や特殊性に応じ、労使双方の工夫で労働時間の配分を行うことにより、全体の労働時間の短縮を図ることを目的としています。また、労働基準法第 38 条の 3 及び 4 で規定される裁量労働制とは、特定の業務において、その業務の性質上遂行方法や時間の配分などに関し、使用者が具体的な指示をしない制度です。いずれも導入しようとする場合、管轄の労働基準監督署などに届け出るなどの手続きが必要です。

今回の調査では、「導入していない」との回答が 128 件（61.5%）と最も多く、導入されている制度では、「1か月単位の変形労働時間制」38 件（18.3%）、「1年単位の変形労働時間制」が 25 件（12.0%）と多くなっていました。(附表 7-3 参照)

7-2. 健康保持について

(1) 定期健康診断について

労働安全衛生法第 66 条、及び労働安全衛生規則第 44 条において、事業所では年に 1 回常時雇用する従業員に対し、定期的に健康診断を実施しなければならないと規定されています。

正社員については、165 事業所（78.6%）が実施しているという回答に対して、その他の従業員については、102 事業所（57.6%）と少なくなっていました。未実施事業所については、早急に環境整備に努めてください。また、健診未実施のほとんどが 10 人未満の事業所で占められています。(附表 7-4、あとがき【6】参照)

(2) 健康保持のための取組み

従業員の健康保持のための取組みでは、「社内の禁煙・分煙化」との回答が 96 件（54.9%）と最も多く、次いで「人間ドックの受診を推奨」が 60 件（34.3%）でした。(附表 7-5 参照)

(3) メンタルヘルスケアへの取組み

メンタルヘルスケアのための取組みでは、「相談対応窓口の整備」との回答が 54 件（58.1%）と最も多く、次いで「産業医がいる」が 45 件（48.4%）でした。(附表 7-6 参照)

8. 福利厚生について

福利厚生は、法定福利と法定外福利に分類されます。法定福利は、法律によって使用者に実施が義務付けられている社会保険料等の事業主負担を指し、法定外福利は、使用者が任意で行う様々な福利厚生措置をいいます。具体的には、住宅手当、法定健康診断への上積み、慶弔・災害見舞金、余暇施設、レクリエーション活動の支援など、様々な制度があります。退職給付を法定外福利に含める場合もあります。

高度経済成長期には人材確保のために、法定外福利の拡充が図られてきました。しかし、近年、福利厚生費が負担と感じる事業所の比率が高まっています。（あとがき【7】参照）

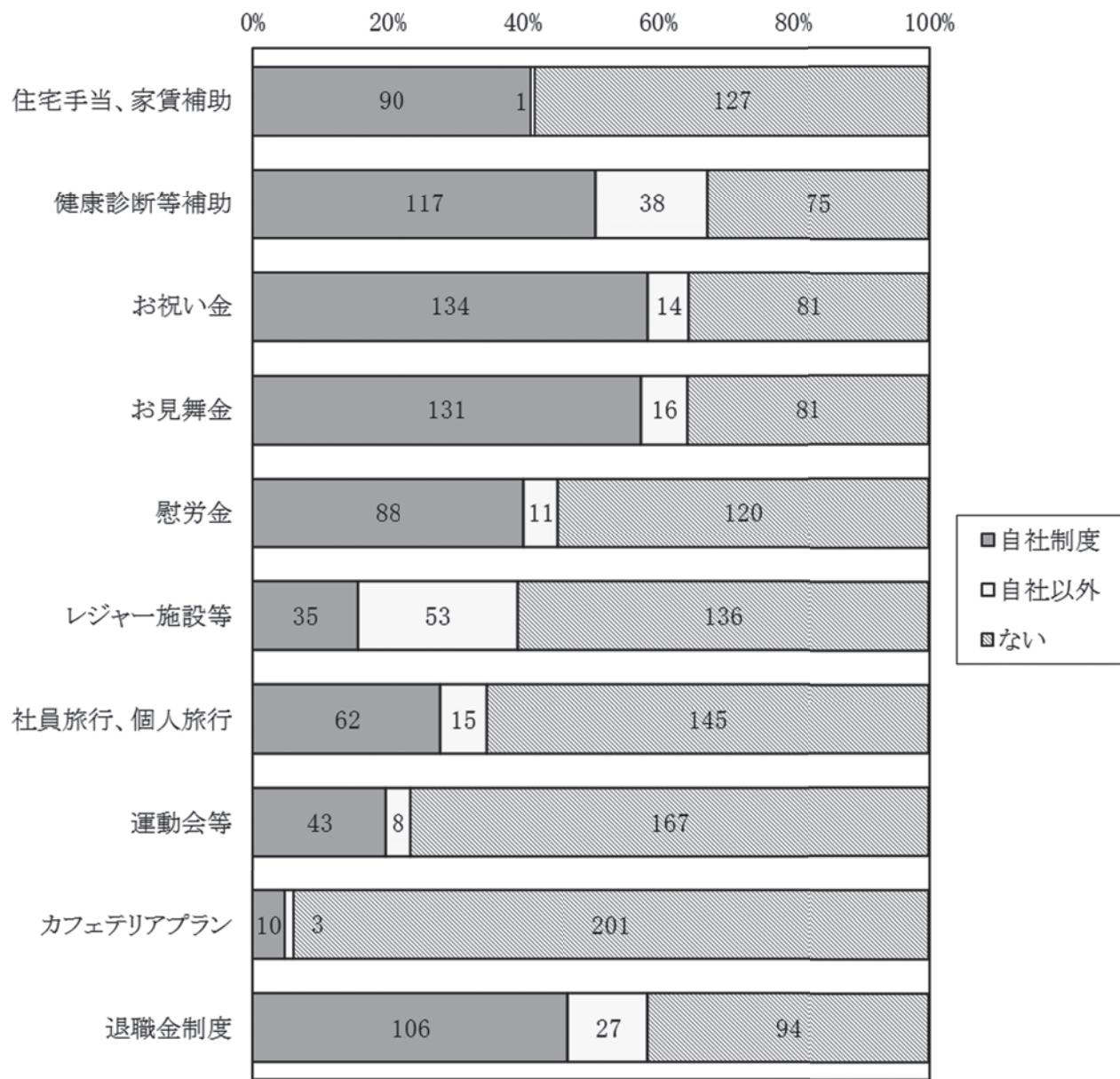
（1）福利厚生制度の導入状況について

福利厚生制度を導入していると回答した事業所は 118 事業所（52.9%）でした。また、導入している制度では、自社制度が 87 件（39.0%）と最も多く、次に民間の福利厚生制度が 28 件（12.6%）でした。本市が、地元の中小事業所向けに実施する「吹田市勤労者福祉共済制度」も、回答事業所中、8 事業所に御利用いただきました。（附表 8-1 参照）

（2）福利厚生制度の内容について

福利厚生制度の内容では、「健康診断、人間ドックの補助」が 154 件（69.0%）と最も多く、「お祝い金」が 148 件（66.1%）や「お見舞金」147 件（65.9%）が続きました。（附表 8-2～8-5 参照）

福利厚生制度の内容
(グラフ内単位:事業所数)



(3) 福利厚生制度の課題について

福利厚生制度の導入や継続にあたり課題となる事項では、「従業員からの要望が少ない」との回答が75件（51.0%）と最も多く、次いで「経費負担が大きい」が66件（44.9%）でした。（附表8-6参照）

9. 労働問題についての相談機関について

(1) 専門家との契約

専門家との契約では、「税理士」との契約が 132 件 (68.0%) と最も多く、次いで「社会保険労務士」74 件 (38.1%)、「弁護士」73 件 (37.6%) でした。(附表 9-1 参照)

(2) 各公的相談機関について

労働問題に関する公的相談機関の認知では、「大阪労働基準監督署」を知っている事業所が 183 事業所 (77.9%) と最も多く、次いで「大阪労働局雇用機会均等室」が 121 事業所 (52.6%) でした。本市で実施する「吹田市労働相談」を知っている事業所は 113 事業所 (49.3%) でした。(附表 9-2、9-3 参照)

10. 労働に関する啓発について

(1) 情報入手手段

市等の情報を最も入手しやすい手段では、「市ホームページ」との回答が 131 件 (56.2%) と最も多く、次いで「市報」111 件 (47.6%) でした。(附表 10-1 参照)

(2) 力を入れるべき啓発テーマについて

行政が力を入れるべき啓発テーマについては、「労働者の確保」に関するものが 99 件 (45.8%) と最も多く、次いで「最新の労働情報の周知」が 91 件 (42.1%) でした。(附表 10-2 参照)

11. 吹田市が実施する事業について

(1) 補助制度について

吹田市が実施する補助制度の認知では、「吹田市小企業者事業資金融資制度」を知っている事業所が 83 事業所 (34.7%) と最も多く、次いで「中小企業ホームページ作成事業補助金」が 50 事業所 (21.1%)、「知的財産権取得事業補助金」が 49 事業所 (20.6%)、「展示会等出展事業補助金」が 49 事業所 (20.6%) でした。利用したことがある事業所は少数でしたが、全く知られていないという制度はありませんでした。(附表 12-1～12-4 参照)

III. 附 表 (一部抜粋)

- 集計表中の数値は特に説明のない限り事業所数です。各構成比等は小数点第2位で四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。よって、合計が100.0%にならない場合があります。
- 全ての附表については、吹田市ホームページ内に掲載しています。「吹田市労働事情調査」で検索すると閲覧することができます。

【1】【2】1-1 回答事業所の概要と推移

事業所	業種別	H30(2018)年度		H27(2015)年度		H24(2012)年度		H21(2009)年度		H20(2008)年度	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
		回答事業所数	1,000	調査票送付事業所数	1,000	回答事業所数	270	27.0%	調査票送付事業所数	1,000	500
事業所	建設業	22	7.7%	23	8.5%	35	9.3%	29	9.5%	10	7.9%
	製造業	21	7.3%	27	10.0%	40	10.6%	39	12.7%	24	18.9%
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.7%	4	1.5%	2	0.5%	1	0.3%	2	1.6%
	情報通信業	3	1.0%	2	0.7%	5	1.3%	4	1.3%	1	0.8%
	運輸業、郵便業	4	1.4%	4	1.5%	6	1.6%	3	1.0%	4	3.1%
	卸売業、小売業	67	23.4%	50	18.5%	85	22.5%	81	26.5%	22	17.3%
	金融、保険業	2	0.7%	3	1.1%	6	1.6%	4	1.3%	6	4.7%
	不動産、物品販賣業	28	9.8%	30	11.1%	35	9.3%	18	5.9%	4	3.1%
	学術研究、専門・技術サービス業	10	3.5%	16	5.9%	14	3.7%	—	—	—	—
	宿泊業、飲食サービス業	20	7.0%	16	5.9%	24	6.3%	22	7.2%	6	4.7%
	生活関連サービス業、娯楽業	11	3.8%	7	2.6%	11	2.9%	—	—	—	—
	教育、学習支援業	6	2.1%	5	1.9%	14	3.7%	6	2.0%	6	4.7%
	医療・福祉	38	13.3%	29	10.7%	36	9.5%	32	10.5%	11	8.7%
	複合サ-ビス事業	1	0.3%	—	—	4	1.1%	4	1.3%	3	2.4%
	サービス業(他に分類されないもの)	21	7.3%	25	9.3%	24	6.3%	63	20.6%	28	22.0%
	その他	19	6.6%	24	8.9%	31	8.2%	—	—	—	—
	業種不明	11	3.8%	5	1.9%	6	1.6%	—	—	—	—
企業規模別	1~9人	139	48.6%	136	50.4%	211	55.8%	159	52.0%	54	42.5%
	10~29人	30	10.5%	31	11.5%	42	11.1%	40	13.1%	16	12.6%
	30~55人	18	6.3%	17	6.3%	23	6.1%	16	5.2%	4	3.1%
	56~99人	11	3.8%	11	4.1%	6	1.6%	21	6.9%	9	7.1%
	100~299人	18	6.3%	25	9.3%	26	6.9%	23	7.5%	19	15.0%
	300人以上	50	17.5%	29	10.7%	51	13.5%	28	9.2%	20	15.7%
	規模不明	20	7.0%	21	7.8%	19	5.0%	—	—	—	—

雇用人数	4,814	3,975	7,211	6,882	3,323
従業員	雇用人数				
	男性	2,459	51.1%	2,360	59.4%
	女性	2,355	48.9%	1,615	40.6%
雇用形態別					
	正社員	2,557	53.1%	2,383	59.9%
	パートタイマー	1,843	38.3%	1,397	35.1%
	契約社員	210	4.4%	—	—
	派遣労働者	101	2.1%	65	1.6%
	その他	103	2.1%	130	3.3%

※「回答 事業所数」の構成比は「調査票送付 事業所数」に対する比率。「事業所」各項目の構成比は「回答事業所数」に対する比率。

※「従業員」の「男性・女性」及び「雇用形態別」の構成比は「雇用人数」に対する比率。

【3-②】1-3 企業規模別：従業員の男女比率

(単位：人)

	従業員全体	正社員				パートタイマー				
		男性	女性	高齢者	外国人	男性	女性	高齢者	外国人	
合計	4,814	2,459 51.1%	2,355 48.9%	289 6.0%	45 0.9%	2,557	1,778 69.5%	779 30.5%	97 3.8%	27 1.1%
企業規模別										
1～9人	469	186 39.7%	283 60.3%	65 13.9%	0	264	147 55.7%	117 44.3%	38 14.4%	0
10～29人	484	280 57.9%	204 42.1%	66 13.6%	7	263	208 78.5%	57 21.5%	37 14.0%	0
30～55人	479	284 59.3%	195 40.7%	24 5.0%	0	196	149 76.0%	47 24.0%	6 3.1%	0
56～99人	432	270 62.5%	162 37.5%	6 1.4%	13	275	204 74.2%	71 25.8%	1 0.4%	13
100～299人	711	386 54.3%	325 45.7%	31 4.4%	3	358	318 88.8%	40 11.2%	4 1.1%	1
300人以上	2,232	1,046 46.9%	1,186 53.1%	97 4.3%	22	1,198	751 62.7%	447 37.3%	11 0.9%	13 1.1%
規模不明	7	7 46.9%	0 53.1%	0 4.3%	0	1	1 62.7%	0 37.3%	0 0.9%	0 1.1%
		100.0%	—	—	—	100.0%	—	—	—	—

	契約社員	派遣労働者				その他				
		男性	女性	高齢者	外国人	男性	女性	高齢者	外国人	
合計	210	131 62.4%	78 37.1%	30 14.3%	1 0.5%	101	17 16.8%	84 83.2%	1 1.0%	0
企業規模別										
1～9人	9	6 66.7%	3 33.3%	1 11.1%	0	5	0 —	5 100.0%	0 —	0
10～29人	7	5 71.4%	2 28.6%	3 42.9%	0	0	0 —	0 —	0 —	0
30～55人	13	4 30.8%	9 69.2%	0 —	0	2	0 —	2 100.0%	0 —	0
56～99人	6	5 83.3%	1 16.7%	0 —	0	2	2 100.0%	0 —	0 —	0
100～299人	14	10 71.4%	4 28.6%	2 14.3%	0	8	1 12.5%	7 87.5%	0 —	0
300人以上	160	101 63.1%	59 36.9%	24 15.0%	1 0.6%	84	14 16.7%	70 83.3%	1 1.2%	125 —
規模不明	1	1 100.0%	0 —	0 —	0	0	0 —	0 —	0 —	0
		100.0%	—	—	—	0	—	—	—	—

【4】1-7 定年退職制

	回答事業所数	一律定年制		その他		導入していない		一律定年年齢平均(歳)	事業所数	平均年齢
		構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比			
合計	253	123	48.6%	5	2.0%	125	49.4%	124	61.3	
業種別										
建設業	22	16	72.7%	1	4.5%	5	22.7%	16	61.8	
製造業	20	13	65.0%	1	5.0%	6	30.0%	13	60.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	100.0%	0	—	0	—	2	62.5	
情報通信業	3	1	33.3%	0	—	2	66.7%	1	60.0	
運輸業、郵便業	3	2	66.7%	0	—	1	33.3%	2	61.5	
卸売業、小売業	62	33	53.2%	1	1.6%	28	45.2%	33	60.8	
金融、保険業	1	1	100.0%	0	—	0	—	1	60.0	
不動産、物品賃貸業	25	3	12.0%	1	4.0%	21	84.0%	3	60.0	
学術研究、専門・技術サービス業	9	3	33.3%	0	—	6	66.7%	3	60.0	
宿泊業、飲食サービス業	18	3	16.7%	0	—	15	83.3%	3	61.7	
生活関連サービス業、娯楽業	8	5	62.5%	0	—	3	37.5%	5	61.0	
教育、学習支援業	6	2	33.3%	1	16.7%	3	50.0%	3	61.7	
医療・福祉	37	19	51.4%	1	2.7%	17	45.9%	19	62.5	
複合サービス事業	1	0	—	0	—	1	100.0%	—	—	
サービス業(他に分類されないもの)	20	13	65.0%	0	—	7	35.0%	13	61.5	
その他	16	7	43.8%	0	—	9	56.3%	7	61.7	
企業規模別										
1～9人	127	21	16.5%	3	2.4%	103	81.1%	21	61.3	
10～29人	30	21	70.0%	0	—	9	30.0%	21	62.1	
30～55人	18	10	55.6%	1	5.6%	7	38.9%	10	62.3	
56～99人	11	11	100.0%	0	—	0	—	11	60.0	
100～299人	17	17	100.0%	0	—	0	—	17	60.7	
300人以上	47	42	89.4%	2	4.3%	3	6.4%	43	61.1	
規模不明	3	1	33.3%	0	—	2	66.7%	1	60.0	

【5】1-8 雇用延長制度(複数回答可)

業種別	回答数	勤務延長制度			再雇用制度			再就職あっせん制度			その他		制度は設けていない	
		構成比	年齢平均(歳)	構成比	年齢平均(歳)	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
合計	241	28	11.6%	66.9	92	38.2%	65.5	0	0	6	2.5%	115	47.7%	
建設業	23	3	13.0%	68.3	13	56.5%	65.2	0	-	1	4.3%	6	26.1%	
製造業	20	3	15.0%	65.0	13	65.0%	64.6	0	-	1	5.0%	3	15.0%	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	-	-	2	100.0%	65.0	0	-	0	-	0	-	
情報通信業	2	0	-	-	0	-	-	0	-	0	-	2	100.0%	
運輸業、郵便業	3	1	33.3%	65.0	2	66.7%	67.5	0	-	0	-	0	-	
卸売業、小売業	60	3	5.0%	65.0	27	45.0%	65.4	0	-	1	1.7%	29	48.3%	
金融、保険業	1	0	-	-	1	100.0%	65.0	0	-	0	-	0	-	
不動産、物品賃貸業	24	2	8.3%	65.0	1	4.2%	65.0	0	-	1	4.2%	20	83.3%	
学術研究、専門・技術サービス業	7	0	-	-	3	42.9%	64.0	0	-	0	-	4	57.1%	
宿泊業、飲食サービス業	16	0	-	-	2	12.5%	65.0	0	-	0	-	14	87.5%	
教育、学習支援業	5	0	-	-	3	60.0%	65.8	0	-	1	20.0%	1	20.0%	
医療・福祉	36	7	19.4%	67.0	11	30.6%	66.7	0	-	1	2.8%	17	47.2%	
複合サービス事業	1	0	-	-	0	-	-	0	-	0	-	1	100.0%	
サービス業(他に分類されないもの)	21	4	19.0%	71.7	8	38.1%	65.0	0	-	0	-	9	42.9%	
その他	12	3	25.0%	67.5	4	33.3%	65.5	0	-	0	-	5	41.7%	
企業規模別														
1~9人	112	7	6.3%	67.5	7	6.3%	65.8	0	-	6	5.4%	92	82.1%	
10~29人	29	7	24.1%	67.0	13	44.8%	67.2	0	-	0	-	9	31.0%	
30~55人	19	4	21.1%	65.0	7	36.8%	66.4	0	-	0	-	8	42.1%	
56~99人	11	1	9.1%	65.0	9	81.8%	64.0	0	-	0	-	1	9.1%	
100~299人	18	1	5.6%	65.0	17	94.4%	65.2	0	-	0	-	0	-	
300人以上	48	7	14.6%	68.3	38	79.2%	65.3	0	-	0	-	3	6.3%	
規模不明	4	1	25.0%	65.0	1	25.0%	65.0	0	-	0	-	2	50.0%	

【7-②】1-11 1週間あたりの所定労働時間

業種別	回答事業所数	30時間未満			30~35時間未満			35~40時間未満			40時間		それ以上		
		構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	
合計	122	4	3.3%	4	3.3%	23	18.9%	83	68.0%	8	6.6%				
建設業	15	0	-	0	-	4	26.7%	9	60.0%	2	13.3%				
製造業	12	1	8.3%	0	-	4	33.3%	5	41.7%	2	16.7%				
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	-	0	-	0	-	1	100.0%	0	-				
情報通信業	1	0	-	0	-	0	-	1	100.0%	0	-				
運輸業、郵便業	1	0	-	0	-	0	-	1	100.0%	0	-				
卸売業、小売業	32	2	6.3%	1	3.1%	6	18.8%	22	68.8%	1	3.1%				
金融、保険業	1	0	-	0	-	0	-	1	100.0%	0	-				
不動産、物品賃貸業	7	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%	3	42.9%	1	14.3%				
学術研究、専門・技術サービス業	4	0	-	0	-	1	25.0%	3	75.0%	0	-				
宿泊業、飲食サービス業	3	0	-	0	-	0	-	3	100.0%	0	-				
生活関連サービス業、娯楽業	2	0	-	0	-	0	-	2	100.0%	0	-				
教育、学習支援業	3	0	-	0	-	0	-	3	100.0%	0	-				
医療・福祉	23	0	-	0	-	3	13.0%	20	87.0%	0	-				
複合サービス事業	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-				
サービス業(他に分類されないもの)	11	0	-	1	9.1%	2	18.2%	6	54.5%	2	18.2%				
その他	6	0	-	1	16.7%	2	33.3%	3	50.0%	0	-				
企業規模別															
1~9人	28	2	7.1%	2	7.1%	4	14.3%	16	57.1%	4	14.3%				
10~29人	21	0	-	0	-	2	9.5%	17	81.0%	2	9.5%				
30~55人	14	0	-	1	7.1%	4	28.6%	9	64.3%	0	-				
56~99人	8	0	-	0	-	3	37.5%	5	62.5%	0	-				
100~299人	13	1	7.7%	0	-	5	38.5%	7	53.8%	0	-				
300人以上	38	1	2.6%	1	2.6%	5	13.2%	29	76.3%	2	5.3%				
規模不明	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-		

【9】1-15 昨年の同時期と比べた業績

業種別	回答事業所数	かなり良くなっている		多少良くなっている		ほとんど変わらない		多少悪くなっている		かなり悪くなっている	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
合計	259	16	6.2%	41	15.8%	115	44.4%	57	22.0%	30	11.6%
建設業	22	4	18.2%	5	22.7%	7	31.8%	5	22.7%	1	4.5%
製造業	20	2	10.0%	5	25.0%	7	35.0%	4	20.0%	2	10.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	50.0%	0	—	1	50.0%	0	—	0	—
情報通信業	3	0	—	0	—	3	100.0%	0	—	0	—
運輸業、郵便業	3	0	—	0	—	1	33.3%	2	66.7%	0	—
卸売業、小売業	62	3	4.8%	17	27.4%	19	30.6%	14	22.6%	9	14.5%
金融、保険業	1	0	—	0	—	1	100.0%	0	—	0	—
不動産、物品販賣業	27	1	3.7%	2	7.4%	17	63.0%	4	14.8%	3	11.1%
学術研究、専門・技術サービス業	10	0	—	2	20.0%	6	60.0%	2	20.0%	0	—
宿泊業、飲食サービス業	20	1	5.0%	3	15.0%	9	45.0%	4	20.0%	3	15.0%
生活関連サービス業、娯楽業	8	1	12.5%	1	12.5%	4	50.0%	1	12.5%	1	12.5%
教育、学習支援業	5	0	—	1	20.0%	2	40.0%	1	20.0%	1	20.0%
医療・福祉	38	2	5.3%	3	7.9%	16	42.1%	13	34.2%	4	10.5%
複合サービス事業	1	0	—	0	—	1	100.0%	0	—	0	—
サービス業(他に分類されないもの)	21	0	—	1	4.8%	12	57.1%	3	14.3%	5	23.8%
その他	16	1	6.3%	1	6.3%	9	56.3%	4	25.0%	1	6.3%
企業規模別											
1~9人	134	4	3.0%	11	8.2%	63	47.0%	38	28.4%	18	13.4%
10~29人	30	1	3.3%	5	16.7%	16	53.3%	4	13.3%	4	13.3%
30~55人	17	4	23.5%	4	23.5%	3	17.6%	4	23.5%	2	11.8%
56~99人	11	0	—	5	45.5%	2	18.2%	3	27.3%	1	9.1%
100~299人	17	2	11.8%	5	29.4%	7	41.2%	2	11.8%	1	5.9%
300人以上	47	5	10.6%	10	21.3%	23	48.9%	6	12.8%	3	6.4%
規模不明	3	0	—	1	33.3%	1	33.3%	0	—	1	33.3%

【13-①】2-1 平成29年度の新規採用

(単位:事業所)

(単位:人)

業種別	回答事業所数	あつた		なかつた		新規採用合計	平均採用人数		
		構成比		構成比					
合計	253	94	37.2%	159	62.8%	634	6.7		
建設業	22	13	59.1%	9	40.9%	27	2.1		
製造業	20	9	45.0%	11	55.0%	94	10.4		
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	50.0%	1	50.0%	13	13.0		
情報通信業	3	0	—	3	100.0%	0	—		
運輸業、郵便業	3	2	66.7%	1	33.3%	12	6.0		
卸売業、小売業	58	25	43.1%	33	56.9%	220	8.8		
金融、保険業	1	0	—	1	100.0%	0	—		
不動産、物品販賣業	27	1	3.7%	26	96.3%	9	9.0		
学術研究、専門・技術サービス業	10	2	20.0%	8	80.0%	3	1.5		
宿泊業、飲食サービス業	18	4	22.2%	14	77.8%	12	3.0		
生活関連サービス業、娯楽業	8	3	37.5%	5	62.5%	6	2.0		
教育、学習支援業	6	2	33.3%	4	66.7%	64	32.0		
医療・福祉	37	21	56.8%	16	43.2%	112	5.3		
複合サービス事業	1	1	100.0%	0	—	4	4.0		
サービス業(他に分類されないもの)	21	6	28.6%	15	71.4%	41	6.8		
その他	16	4	25.0%	12	75.0%	17	4.3		
企業規模別									
1~9人	129	13	10.1%	116	89.9%	17	1.3		
10~29人	28	17	60.7%	11	39.3%	40	2.4		
30~55人	18	10	55.6%	8	44.4%	65	6.5		
56~99人	11	7	63.6%	4	36.4%	50	7.1		
100~299人	16	10	62.5%	6	37.5%	83	8.3		
300人以上	48	36	75.0%	12	25.0%	375	10.4		
規模不明	3	1	33.3%	2	66.7%	4	4.0		

【13-②】2-2 業種別：新規採用の男女比率

(単位：人)

業種別	新規採用全体			新卒採用・正社員			新卒採用・正社員以外			中途採用・正社員(34歳未満)		
	男性		女性	男性		女性	男性		女性	男性		女性
	合計	604	315	289	156	98	58	6	2	4	84	62
建設業	27	23	4	7	7	0	0	0	0	10	9	1
製造業	94	50	44	61	27	34	0	0	0	19	13	6
電気・ガス・熱供給・水道業	13	13	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業・郵便業	12	11	1	7	6	1	0	0	0	1	1	0
卸売業・小売業	220	127	93	56	42	14	3	0	3	21	17	4
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産・物品販賣業	9	7	2	0	0	0	0	0	0	9	7	2
学術研究・専門・技術サービス業	3	3	0	1	1	0	0	0	0	2	2	0
宿泊業・飲食サービス業	12	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活関連サービス業・娯楽業	6	3	3	1	0	1	0	0	0	3	3	0
教育・学習支援業	64	22	42	2	1	1	2	2	0	1	0	1
医療・福祉	112	30	82	7	1	6	0	0	0	10	5	5
複合サービス事業	4	0	4	0	0	0	0	0	0	3	0	3
サービス業(他に分類されないもの)	11	7	4	2	1	1	0	0	0	3	3	0
その他	17	15	2	2	2	0	1	0	1	2	2	0
		88.2%	11.8%		100.0%	-	1	-	100.0%	2	100.0%	-

業種別	新規採用全体			中途採用・正社員以外(34歳未満)			中途採用・正社員(34歳以上)			中途採用・正社員以外(34歳以上)		
	男性		女性	男性		女性	男性		女性	男性		女性
	合計	604	315	289	115	55	60	75	45	30	168	53
建設業	27	23	4	1	1	0	6	5	1	3	1	2
製造業	94	50	44	1	0	1	7	6	1	6	4	2
電気・ガス・熱供給・水道業	13	13	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業・郵便業	12	11	1	0	0	0	3	3	0	1	0	0
卸売業・小売業	220	127	93	80	43	37	14	12	2	46	13	33
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産・物品販賣業	9	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学術研究・専門・技術サービス業	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宿泊業・飲食サービス業	12	4	8	4	1	3	3	2	1	5	1	4
生活関連サービス業・娯楽業	6	3	3	0	0	0	0	0	0	2	0	2
教育・学習支援業	64	22	42	2	2	0	13	5	8	44	12	32
医療・福祉	112	30	82	23	6	17	23	6	17	49	12	37
複合サービス事業	4	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	1
サービス業(他に分類されないもの)	11	7	4	1	0	1	2	2	0	3	1	2
その他	17	15	2	3	66.7%	33.3%	1	1	0	8	8	0
		88.2%	11.8%		100.0%	-	1	-	100.0%	2	100.0%	-

【13-③】2-3 企業規模別：新規採用の男女比率

(単位：人)

	新規採用全体		新卒採用・正社員		新卒採用・正社員以外		中途採用・正社員(34歳未満)				
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
合計	604	315 52.2%	289 47.8%	156	98 62.8%	58 37.2%	6	2 33.3%	4 66.7%		
企業規模別											
1～9人	17	10 58.8%	7 41.2%	3	0	3 100.0%	0	0 -	4 -	4 100.0%	0 -
10～29人	40	23 57.5%	17 42.5%	14	13 92.9%	1 7.1%	0	0 -	0 -	10 50.0%	5 50.0%
30～55人	65	27 41.5%	38 58.5%	0	0 -	0 -	0	0 -	0 -	18 83.3%	3 16.7%
56～99人	50	31 62.0%	19 38.0%	4	4 100.0%	0 -	1	0 100.0%	1 -	16 68.8%	5 31.3%
100～299人	83	51 61.4%	32 38.6%	14	11 78.6%	3 21.4%	0	0 -	0 -	2 100.0%	0 -
300人以上	345	169 49.0%	176 51.0%	121	70 57.9%	51 42.1%	5	2 40.0%	3 60.0%	33 72.7%	9 27.3%
規模不明	4	4 100.0%	0 -	0	0 -	0 -	0	0 -	0 -	1 100.0%	0 -

	新規採用全体		中途採用・正社員以外(34歳未満)		中途採用・正社員(34歳以上)		中途採用・正社員以外(34歳以上)					
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性				
合計	604	315 52.2%	289 47.8%	115	55 47.8%	60 52.2%	75	45 60.0%	30 40.0%	168 31.5%	53 68.5%	
企業規模別												
1～9人	17	10 58.8%	7 41.2%	2	1 50.0%	1 50.0%	2	2 100.0%	0 -	6 -	3 50.0%	3 50.0%
10～29人	40	23 57.5%	17 42.5%	11	3 27.3%	8 72.7%	2	2 100.0%	0 -	3 -	0 100.0%	3 -
30～55人	65	27 41.5%	38 58.5%	13	3 23.1%	10 76.9%	8	5 62.5%	3 37.5%	26 26	4 15.4%	22 84.6%
56～99人	50	31 62.0%	19 38.0%	5	2 40.0%	3 60.0%	17	9 52.9%	8 47.1%	7 71.4%	5 28.6%	2
100～299人	83	51 61.4%	32 38.6%	35	20 57.1%	15 42.9%	6	5 83.3%	1 16.7%	26 26	13 50.0%	13 50.0%
300人以上	345	169 49.0%	176 51.0%	48	25 52.1%	23 47.9%	40	22 55.0%	18 45.0%	98 98	26 26.5%	72 73.5%
規模不明	4	4 100.0%	0 -	1	1 100.0%	0 -	0	0 -	0 -	2 2	2 100.0%	0 -

【19】2-11 在籍3年未満の離職者数

(単位：人)

	離職者全体		構成比	離職者全体	構成比
	合計	構成比			
業種別					
建設業	24	10.6%			
製造業	25	11.0%			
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.4%			
情報通信業	0	0.0%			
運輸業、郵便業	3	1.3%			
卸売業、小売業	57	25.1%			
金融、保険業	0	0.0%			
不動産、物品賃貸業	1	0.4%			
学術研究、専門・技術サービス業	0	0.0%			
宿泊業、飲食サービス業	8	3.5%			
生活関連サービス業、娯楽業	4	1.8%			
教育、学習支援業	31	13.7%			
医療・福祉	59	26.0%			
複合サービス事業	1	0.4%			
サービス業(他に分類されないもの)	6	2.6%			
その他	7	3.1%			
合計	227			227	
企業規模別					
1～9人	23	10.1%			
10～29人	26	11.5%			
30～55人	19	8.4%			
56～99人	53	23.3%			
100～299人	13	5.7%			
300人以上	93	41.0%			

【20】3-1 障がい者の雇用状況

	回答 事業所数	現在雇用している		企業全体では 雇用している		過去に雇用していた		雇用経験なし	
		構成比		構成比		構成比		構成比	
合計	248	20	8.1%	38	15.3%	7	2.8%	183	73.8%
業種別									
建設業	21	1	4.8%	3	14.3%	1	4.8%	16	76.2%
製造業	20	2	10.0%	2	10.0%	2	10.0%	14	70.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	50.0%	1	50.0%	0	-	0	-
情報通信業	3	0	-	0	-	0	-	3	100.0%
運輸業、郵便業	3	1	33.3%	0	-	1	33.3%	1	33.3%
卸売業、小売業	60	6	10.0%	10	16.7%	2	3.3%	42	70.0%
金融、保険業	2	0	-	1	50.0%	0	-	1	50.0%
不動産、物品賃貸業	23	0	-	0	-	0	-	23	100.0%
学術研究、専門・技術サービス業	10	0	-	1	10.0%	1	10.0%	8	80.0%
宿泊業、飲食サービス業	20	0	-	2	10.0%	0	-	18	90.0%
生活関連サービス業、娯楽業	7	0	-	3	42.9%	0	-	4	57.1%
教育、学習支援業	5	1	20.0%	2	40.0%	0	-	2	40.0%
医療・福祉	36	4	11.1%	8	22.2%	0	-	24	66.7%
複合サービス事業	1	0	-	0	-	0	-	1	100.0%
サービス業(他に分類されないもの)	20	1	5.0%	4	20.0%	0	-	15	75.0%
その他	15	3	20.0%	1	6.7%	0	-	11	73.3%
企業規模別									
1~9人	126	1	-	1	-	3	2.4%	121	96.0%
10~29人	27	0	-	2	7.4%	1	3.7%	24	88.9%
30~55人	18	2	-	0	-	1	-	15	83.3%
56~99人	10	1	10.0%	0	-	1	10.0%	8	80.0%
100~299人	17	4	23.5%	6	35.3%	1	-	6	35.3%
300人以上	47	12	25.5%	28	59.6%	0	-	7	14.9%
規模不明	3	0	-	1	-	0	-	2	66.7%

【21】3-2 雇用している障がい者の内訳

(単位:人)

	人數計	身体障がい者				知的障がい者				精神障がい者	
		男性		女性		男性		女性		男性	女性
		重度	中軽度	重度	中軽度	重度	中軽度	重度	中軽度		
合計	61	12	11	3	5	2	11	3	3	7	4
業種別											
建設業	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	3	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	3	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-
情報通信業	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	37	5	5	1	4	2	7	3	1	5	4
金融、保険業	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産、物品賃貸業	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	2	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
医療・福祉	7	1	1	1	-	-	1	-	-	1	2
複合サービス事業	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	5	-	3	1	1	-	-	-	-	-	-
企業規模別											
1~9人	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
10~29人	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30~55人	3	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-
56~99人	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
100~299人	7	3	3	-	-	-	1	-	-	-	-
300人以上	47	9	4	2	4	2	10	3	3	6	4
規模不明	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【26】4-1 パートタイム労働者の就業規則の運用状況

	回答 事業所数	正社員の就業規則に 準ずる		専用の就業規則がある		その他		就業規則はない		雇用の経験はない	
								構成比		構成比	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
合計	242	43	17.8%	82	33.9%	7	2.9%	38	15.7%	72	29.8%
業種別								4	19.0%	11	52.4%
建設業	21	1	4.8%	5	23.8%	0	-	0	-	6	30.0%
製造業	20	5	25.0%	8	40.0%	1	5.0%	0	-	2	100.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	-	0	-	0	-	0	-	3	100.0%
情報通信業	3	0	-	0	-	0	-	0	-	1	33.3%
運輸業、郵便業	3	1	33.3%	0	-	1	33.3%	11	19.0%	12	20.7%
卸売業、小売業	58	15	25.9%	20	34.5%	0	-	0	-	1	50.0%
金融、保険業	2	0	-	1	50.0%	0	-	2	10.5%	12	63.2%
不動産、物品販賣業	19	2	10.5%	2	10.5%	1	5.3%	1	10.0%	5	50.0%
学術研究、専門・技術サービス業	10	1	10.0%	2	20.0%	1	10.0%	7	36.8%	5	26.3%
宿泊業、飲食サービス業	19	2	10.5%	4	21.1%	1	5.3%	1	11.1%	3	33.3%
生活関連サービス業、娯楽業	9	1	11.1%	4	44.4%	0	-	0	-	1	20.0%
教育、学習支援業	5	0	-	4	80.0%	0	-	8	21.6%	2	5.4%
医療・福祉	37	8	21.6%	19	51.4%	0	-	0	-	0	-
複合サービス事業	1	0	-	0	-	1	100.0%	3	15.0%	2	10.0%
サービス業(他に分類されないもの)	20	5	25.0%	10	50.0%	0	-	1	7.7%	6	46.2%
その他	13	2	15.4%	3	23.1%	1	7.7%				
企業規模別								30	25.9%	52	44.8%
1~9人	116	16	13.8%	14	12.1%	4	3.4%	5	16.7%	3	10.0%
10~29人	30	15	50.0%	6	20.0%	1	3.3%	1	5.9%	3	17.6%
30~55人	17	3	17.6%	9	52.9%	1	5.9%	0	-	4	36.4%
56~99人	11	3	27.3%	4	36.4%	0	-	2	12.5%	2	12.5%
100~299人	16	2	12.5%	9	56.3%	1	6.3%	0	-	6	12.2%
300人以上	49	4	8.2%	39	79.6%	0	-	0	-	2	66.7%
規模不明	3	0	-	1	33.3%	0	-				

【27】4-2 パートタイム労働者への雇用契約内容の提示

	回答 事業所数	すべて文書		重要なことは文書、 その他は口頭		すべて口頭		その他		特に示していない	
								構成比		構成比	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
合計	172	102	59.3%	23	13.4%	31	18.0%	2	1.2%	14	8.1%
業種別											
建設業	10	6	60.0%	1	10.0%	1	10.0%	1	10.0%	1	10.0%
製造業	14	11	78.6%	2	14.3%	1	7.1%	0	-	0	-
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
情報通信業	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
運輸業、郵便業	2	2	100.0%	0	-	0	-	0	-	0	-
卸売業、小売業	46	25	54.3%	8	17.4%	8	17.4%	0	-	5	10.9%
金融、保険業	1	1	100.0%	0	-	0	-	0	-	0	-
不動産、物品販賣業	6	1	16.7%	1	16.7%	2	33.3%	0	-	2	33.3%
学術研究、専門・技術サービス業	5	3	60.0%	0	-	1	20.0%	1	20.0%	0	-
宿泊業、飲食サービス業	15	5	33.3%	0	-	6	40.0%	0	-	4	26.7%
生活関連サービス業、娯楽業	6	4	66.7%	1	16.7%	1	16.7%	0	-	0	-
教育、学習支援業	4	3	75.0%	1	25.0%	0	-	0	-	0	-
医療・福祉	36	21	58.3%	6	16.7%	8	22.2%	0	-	1	2.8%
複合サービス事業	1	0	-	1	100.0%	0	-	0	-	0	-
サービス業(他に分類されないもの)	18	14	77.8%	1	5.6%	2	11.1%	0	-	1	5.6%
その他	8	6	75.0%	1	12.5%	1	12.5%	0	-	0	-
企業規模別											
1~9人	64	16	25.0%	11	17.2%	24	37.5%	1	1.6%	12	18.8%
10~29人	27	13	48.1%	7	25.9%	5	18.5%	1	3.7%	1	3.7%
30~55人	15	11	73.3%	2	13.3%	1	6.7%	0	-	1	6.7%
56~99人	7	6	85.7%	1	14.3%	0	-	0	-	0	-
100~299人	15	15	100.0%	0	-	0	-	0	-	0	-
300人以上	43	40	93.0%	2	4.7%	1	2.3%	0	-	0	-
規模不明	1	1	100.0%	0	-	0	-	0	-	0	-

【31】4-7 パートタイム労働者と正社員の労働条件(複数回答可)

	回答数	正社員と時間当たり 給与に差はない	正社員と同一職務でも 賃金差がある	正社員の方が 時間給が高い	賞与・一時金を支給		
					構成比	構成比	構成比
合計	155	44 28.4%	39 25.2%	17 11.0%	71	45.8%	
業種別							
建設業	10	3 30.0%	3 30.0%	2 20.0%	1	10.0%	
製造業	14	3 21.4%	4 28.6%	1 7.1%	5	35.7%	
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	-
情報通信業	0	0	0	0	0	0	-
運輸業、郵便業	2	1 50.0%	0	0	0	0	-
卸売業、小売業	42	9 21.4%	9 21.4%	8 19.0%	20	47.6%	
金融、保険業	1	0	1 100.0%	1 100.0%	1	100.0%	
不動産、物品賃貸業	9	2 22.2%	1 11.1%	0	3	33.3%	
学術研究、専門・技術サービス業	3	2 66.7%	0	0	1	33.3%	
宿泊業、飲食サービス業	10	4 40.0%	1 10.0%	1 10.0%	4	40.0%	
生活関連サービス業、娯楽業	5	1 20.0%	3 60.0%	0	2	40.0%	
教育、学習支援業	4	1 25.0%	1 25.0%	0	0	-	
医療・福祉	34	16 47.1%	9 26.5%	1 2.9%	23	67.6%	
複合サービス事業	1	1 100.0%	0	0	0	-	
サービス業(他に分類されないもの)	14	1 7.1%	3 21.4%	1 7.1%	9	64.3%	
その他	6	0	4 66.7%	2 33.3%	2	33.3%	
企業規模別							
1~9人	52	18 34.6%	10 19.2%	0	28	53.8%	
10~29人	27	13 48.1%	3 11.1%	1 3.7%	10	37.0%	
30~55人	15	5 33.3%	4 26.7%	2 13.3%	9	60.0%	
56~99人	6	1 33.3%	3 50.0%	2 33.3%	3	50.0%	
100~299人	14	3 21.4%	3 21.4%	4 28.6%	5	35.7%	
300人以上	40	4 10.0%	15 37.5%	8 20.0%	16	40.0%	
規模不明	1	0	1 100.0%	0	0	-	

	回答数	年次有給休暇を適用	福利厚生行事への参加	正社員とは別の 退職手当制度適用	正社員への転換	
					構成比	構成比
合計	155	68 43.9%	70 45.2%	5 3.2%	63	40.6%
業種別						
建設業	10	5 50.0%	3 30.0%	0	-	3 30.0%
製造業	14	5 35.7%	5 35.7%	1 7.1%	4	28.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	-
情報通信業	0	0	0	0	0	-
運輸業、郵便業	2	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	1	50.0%
卸売業、小売業	42	20 47.6%	21 50.0%	0	-	18 42.9%
金融、保険業	1	1 100.0%	0	1 100.0%	1	100.0%
不動産、物品賃貸業	9	1 11.1%	1 11.1%	0	-	1 11.1%
学術研究、専門・技術サービス業	3	0	1 33.3%	0	-	1 33.3%
宿泊業、飲食サービス業	10	4 40.0%	2 20.0%	0	-	4 40.0%
生活関連サービス業、娯楽業	5	3 60.0%	4 80.0%	0	-	2 40.0%
教育、学習支援業	4	3 75.0%	3 75.0%	0	-	1 25.0%
医療・福祉	34	13 38.2%	19 55.9%	2 5.9%	19	55.9%
複合サービス事業	1	0	0	0	-	0
サービス業(他に分類されないもの)	14	7 50.0%	6 42.9%	0	-	6 42.9%
その他	6	5 83.3%	4 66.7%	0	-	2 33.3%
企業規模別						
1~9人	52	6 11.5%	11 21.2%	2 3.8%	10	19.2%
10~29人	27	7 25.9%	14 51.9%	0	-	12 44.4%
30~55人	15	8 53.3%	7 46.7%	0	-	7 46.7%
56~99人	6	3 50.0%	3 50.0%	0	-	1 16.7%
100~299人	14	10 71.4%	8 57.1%	0	-	7 50.0%
300人以上	40	33 82.5%	26 65.0%	2 5.0%	25	62.5%
規模不明	1	1 100.0%	1 65.0%	1 100.0%	1	100.0%

【32-①】5-1 業種別：事業主(代表者)を除く役職者の状況

(単位:人)

業種別	合計	役員		管理職		係長相当職		その他	
		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性	
		499	21.3%	333	25.8%	957	9.2%	664	29.2%
建設業	227	13 5.7%	48 20.8%	105 1.0%	1 0.0%	57 1.8%	1 0.0%	17 5.9%	1 0.0%
製造業	541	133 24.6%	48 22.9%	263 9.5%	25 9.5%	121 40.5%	49 15.6%	109 44.0%	48 17.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	87	2 2.3%	9 0	50 2.0%	1 0.0%	27 3.7%	1 0.0%	1 0.0%	0 0.0%
情報通信業	9	0 -	1 -	0 -	0 -	4 -	0 -	4 -	0 0.0%
運輸業、郵便業	27	2 7.4%	8 25.0%	12 0	0 -	1 -	0 -	6 -	0 0.0%
卸売業、小売業	769	190 24.7%	74 20.3%	312 8.0%	25 8.0%	250 36.4%	91 27.6%	133 44.4%	59 20.0%
金融、保険業	5	2 40.0%	1 100.0%	1 0	1 -	1 0	0 -	2 -	1 50.0%
不動産、物品販賣業	40	16 40.0%	29 41.4%	6 0	0 -	0 0	0 -	5 -	4 80.0%
学術研究、専門・技術サービス業	32	4 12.5%	9 44.4%	20 0	0 -	3 -	0 -	0 -	0 0.0%
宿泊業、飲食サービス業	11	3 27.3%	2 50.0%	7 28.6%	2 7.1%	0 0	0 -	2 -	0 0.0%
生活関連サービス業、娯楽業	138	13 9.4%	8 37.5%	74 4.1%	3 4.1%	56 12.5%	7 12.5%	0 -	0 0.0%
教育、学習支援業	32	10 31.3%	7 57.1%	18 22.2%	4 22.2%	6 33.3%	2 33.3%	1 -	0 0.0%
医療・福祉	117	63 53.8%	39 38.5%	34 58.8%	20 58.8%	33 57.6%	19 57.6%	11 -	9 81.8%
複合サービス事業	2	1 50.0%	2 50.0%	0 0	0 -	0 0	0 -	0 -	0 0.0%
サービス業(他に分類されないもの)	194	33 17.0%	36 16.7%	32 3.1%	1 3.1%	101 22.8%	23 22.8%	25 -	3 12.0%
その他	112	14 12.5%	12 8.3%	23 26.1%	6 26.1%	4 25.0%	1 25.0%	73 -	6 8.2%

【32-②】5-2 企業規模別：事業主(代表者)を除く役職者の状況

(単位:人)

企業規模別	合計	役員		管理職		係長相当職		その他	
		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性	
		499	21.3%	333	25.8%	957	9.2%	664	29.2%
1~9人	159	73 45.9%	87 51.7%	30 30.0%	9 9.0%	15 20.0%	3 20.0%	27 59.3%	16 -
10~29人	143	26 18.2%	54 25.9%	34 20.6%	7 20.6%	27 -	1 3.7%	28 -	4 14.3%
30~55人	140	28 20.0%	29 17.2%	53 15.1%	8 15.1%	23 21.7%	5 21.7%	35 -	10 28.6%
56~99人	220	33 15.0%	32 18.8%	62 4.8%	3 4.8%	26 15.4%	4 15.4%	100 -	20 20.0%
100~299人	259	54 20.8%	37 5.4%	78 11.5%	9 11.5%	127 22.0%	28 22.0%	17 -	15 88.2%
300人以上	1,409	279 19.8%	82 9.8%	699 7.4%	52 7.4%	446 34.3%	153 34.3%	182 -	66 36.3%
規模不明	13	6 46.2%	12 50.0%	1 -	0 -	0 0	0 0	0 -	0 0.0%

【37】5-11 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定状況

業種別	回答事業所数	提出済・周知済		提出済・周知未		対策準備中・周知済		対策準備中・周知未		何もしていない		その他	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
合計	219	25	11.4%	4	1.8%	5	2.3%	10	4.6%	165	75.3%	10	4.6%
建設業	19	1	5.3%	0	-	0	-	2	10.5%	16	84.2%	0	-
製造業	18	3	16.7%	0	-	0	-	0	-	15	83.3%	0	-
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	100.0%	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
情報通信業	3	0	-	0	-	0	-	0	-	3	100.0%	0	-
運輸業・郵便業	3	0	-	0	-	0	-	0	-	3	100.0%	0	-
卸売業・小売業	50	8	16.0%	1	2.0%	1	2.0%	2	4.0%	36	72.0%	2	4.0%
金融・保険業	2	1	50.0%	0	-	0	-	0	-	1	50.0%	0	-
不動産・物品販賣業	20	0	-	0	-	0	-	0	-	20	100.0%	0	-
学術研究・専門・技術サービス業	9	0	-	0	-	0	-	2	22.2%	7	77.8%	0	-
宿泊業・飲食サービス業	14	1	7.1%	0	-	0	-	0	-	12	85.7%	1	7.1%
生活関連サービス業・娯楽業	7	2	28.6%	1	14.3%	0	-	0	-	3	42.9%	1	14.3%
教育・学習支援業	5	3	60.0%	0	-	0	-	0	-	1	20.0%	1	20.0%
医療・福祉	36	0	-	2	5.6%	4	11.1%	1	2.8%	27	75.0%	2	5.6%
複合サービス事業	1	0	-	0	-	0	-	0	-	1	100.0%	0	-
サービス業(他に分類されないもの)	18	3	16.7%	0	-	0	-	2	11.1%	12	66.7%	1	5.6%
その他	12	1	8.3%	0	-	0	-	1	8.3%	8	66.7%	2	16.7%
企業規模別													
1~9人	104	0	-	0	-	0	-	1	1.0%	96	92.3%	7	6.7%
10~29人	27	0	-	0	-	2	7.4%	0	-	24	88.9%	1	3.7%
30~55人	18	0	-	0	-	1	5.6%	1	5.6%	16	88.9%	0	-
56~99人	10	0	-	0	-	0	-	2	20.0%	7	70.0%	1	10.0%
100~299人	16	1	6.3%	0	-	0	-	5	31.3%	10	62.5%	0	-
300人以上	42	24	57.1%	4	9.5%	2	4.8%	1	2.4%	10	23.8%	1	2.4%
規模不明	2	0	-	0	-	0	-	0	-	2	100.0%	0	-

【38-①】6-1 業種別：育児・介護休業制度等の就業規則記載状況

業種別	回答数	育児休業制度			介護休業制度			看護休業制度			
		明文化	していない	わからない	回答数	明文化	していない	わからない	回答数	明文化	していない
											わからない
合計	221	117	72	32	220	106	78	36	219	91	89
		52.9%	32.6%	14.5%		48.2%	35.5%	16.4%		41.6%	40.6%
											17.8%
建設業	20	11	6	3	20	10	7	3	20	9	8
		55.0%	30.0%	15.0%		50.0%	35.0%	15.0%		45.0%	40.0%
											15.0%
製造業	19	14	5	0	19	14	5	0	18	13	5
		73.7%	26.3%	-		73.7%	26.3%	-		72.2%	27.8%
											-
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	0	0	2	2	0	0	2	100.0%	-
		100.0%	-	-		100.0%	-	-			-
情報通信業	2	1	1	0	2	1	1	0	2	1	1
		50.0%	50.0%	-		50.0%	50.0%	-		50.0%	50.0%
運輸業・郵便業	3	2	1	0	3	1	2	0	3	0	3
		66.7%	33.3%	-		33.3%	66.7%	-		-	100.0%
卸売業・小売業	53	28	12	13	53	25	15	13	53	21	16
		52.8%	22.6%	24.5%		47.2%	28.3%	24.5%		39.6%	30.2%
											30.2%
金融・保険業	2	1	1	0	2	1	1	0	2	1	1
		50.0%	50.0%	-		50.0%	50.0%	-		50.0%	50.0%
不動産・物品販賣業	19	4	14	1	19	3	14	2	19	2	15
		21.1%	73.7%	5.3%		15.8%	73.7%	10.5%		10.5%	78.9%
学術研究・専門・技術サービス業	8	5	2	1	8	4	2	2	8	4	2
		62.5%	25.0%	12.5%		50.0%	25.0%	25.0%		50.0%	25.0%
宿泊業・飲食サービス業	13	3	6	4	13	3	6	4	13	3	6
		23.1%	46.2%	30.8%		23.1%	46.2%	30.8%		23.1%	46.2%
生活関連サービス業・娯楽業	6	4	1	1	6	4	1	1	6	4	1
		66.7%	16.7%	16.7%		66.7%	16.7%	16.7%		66.7%	16.7%
教育・学習支援業	5	3	2	0	4	3	1	0	4	2	2
		60.0%	40.0%	-		75.0%	25.0%	-		50.0%	50.0%
医療・福祉	35	21	12	2	35	18	13	4	35	16	15
		60.0%	34.3%	5.7%		51.4%	37.1%	11.4%		45.7%	42.9%
複合サービス事業	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
		-	-	100.0%		-	-	100.0%		-	-
サービス業(他に分類されないもの)	19	12	5	2	19	12	5	2	19	9	8
		63.2%	26.3%	10.5%		63.2%	26.3%	10.5%		47.4%	42.1%
その他	14	6	4	4	14	5	5	4	14	4	6
		42.9%	28.6%	28.6%		35.7%	35.7%	28.6%		28.6%	42.9%
											28.6%

【38】6-2 企業規模別：育児・介護休業制度等の就業規則記載状況

回答数	育児休業制度			介護休業制度			看護休業制度					
	明文化	していない	わからない	明文化	していない	わからない	明文化	いない	わからない			
	合計	221	117 52.9%	72 32.6%	32 14.5%	220	106 48.2%	78 35.5%	36 16.4%	219	91 41.6%	89 40.6%
企業規模別												
1～9人	101	16 15.8%	60 59.4%	25 24.8%	101	13 12.9%	61 60.4%	27 26.7%	101	10 9.9%	64 63.4%	27 26.7%
10～29人	29	18 62.1%	7 24.1%	4 13.8%	29	15 51.7%	10 34.5%	4 13.8%	29	10 34.5%	14 48.3%	5 17.2%
30～55人	17	12 70.6%	3 17.6%	2 11.8%	17	10 58.8%	5 29.4%	2 11.8%	17	9 52.9%	5 29.4%	3 17.6%
56～99人	10	9 90.0%	0 —	1 10.0%	10	8 80.0%	0 —	2 20.0%	10	8 80.0%	0 —	2 20.0%
100～299人	17	16 94.1%	1 5.9%	0 —	17	16 94.1%	1 5.9%	0 —	16	12 75.0%	3 18.8%	1 6.3%
300人以上	45	45 100.0%	0 —	0 —	44	43 97.7%	0 —	1 2.2%	44	41 93.2%	2 4.5%	1 2.3%
規模不明	2	1 50.0%	1 50.0%	0 —	2	1 50.0%	1 50.0%	0 —	2	1 50.0%	1 50.0%	0 —

【39】6-3 育児休業制度利用状況

回答数	利用状況					対象者数合計		利用者数合計			
	利用あり		構成比		利用なし	構成比	男性	女性	男性	女性	
	合計	230	45	19.6%	185	80.4%	203	22	181	105	8
業種別											
建設業	20	3 15.0%	17	85.0%	5	3 26.3%	2	20	4 20	2 19	
製造業	19	5 26.3%	14	73.7%	1	0 50.0%	1	1	1 0	0 1	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1 50.0%	1	50.0%	1	1 33.3%	0	1	1 1	0 0	
情報通信業	3	1 33.3%	2	66.7%	7	5 33.3%	2	134	7 127	0 0	
運輸・業、郵便業	3	1 33.3%	2	66.7%	1	1 19.6%	0	0	0 0	0 0	
卸売業、小売業	56	11 19.6%	45	80.4%	1	0 —	0	1	1 0	0 0	
金融、保険業	2	0 —	2	100.0%	1	0 5.3%	1	1	1 0	0 1	
不動産、物品賃貸業	19	1 5.3%	18	94.7%	1	0 10.0%	1	1	1 0	0 1	
学術研究、専門・技術サービス業	10	1 10.0%	9	90.0%	3	0 7.7%	3	3	0 0	0 3	
宿泊業、飲食サービス業	13	1 7.7%	12	92.3%	2	1 42.9%	1	10	4 40.0%	6 60.0%	
生活関連サービス業、娯楽業	7	3 42.9%	4	57.1%	12	0 26.3%	6	12	0 26.3%	0 73.7%	
教育、学習支援業	5	2 40.0%	3	60.0%	0	0 0.0%	0	0	0 0.0%	0 100.0%	
医療・福祉	38	10 26.3%	28	73.7%	2	0 100.0%	0	12	0 0.0%	0 100.0%	
複合サービス事業	1	0 0.0%	1	100.0%	2	0 15.8%	0	0	0 0.0%	0 84.2%	
サービス業(他に分類されないもの)	19	3 15.8%	16	84.2%	4	0 15.4%	4	174	13 84.6%	13 100.0%	
その他	13	2 15.4%	11	84.6%	3	1 —	2	0	0 0	0 0	
企業規模別											
1～9人	109	3 2.8%	106	97.2%	3	1 14.3%	2	3	1 14.3%	2 85.7%	
10～29人	28	4 14.3%	24	85.7%	4	1 22.2%	3	4	1 22.2%	3 77.8%	
30～55人	18	4 40.0%	14	60.0%	3	0 40.0%	3	3	0 40.0%	3 60.0%	
56～99人	10	4 40.0%	6	60.0%	5	0 —	5	14	7 64.7%	7 35.3%	
100～299人	17	6 35.3%	11	64.7%	7	0 —	7	174	13 46.7%	13 53.3%	
300人以上	45	24 53.3%	21	46.7%	21	0 —	21	174	13 46.7%	13 53.3%	
規模不明	3	0 —	3	100.0%	3	0 —	3	0	0 0	0 0	

【40】6-4 介護休業制度利用状況

(単位:件)

業種別	利用状況					利用者数合計	
	利用あり		構成比		利用なし		
	合計	8	3.5%	222	96.5%		
建設業	20	1	5.0%	19	95.0%	12	
製造業	19	1	5.3%	18	94.7%	1	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	—	2	100.0%	0	
情報通信業	3	0	—	3	100.0%	0	
運輸業、郵便業	3	0	—	3	100.0%	0	
卸売業、小売業	56	2	3.6%	54	96.4%	0	
金融、保険業	2	0	—	2	100.0%	0	
不動産、物品販賣業	19	0	—	19	100.0%	0	
学術研究、専門・技術サービス業	10	0	—	10	100.0%	0	
宿泊業、飲食サービス業	13	0	—	13	100.0%	0	
生活関連サービス業、娯楽業	7	3	42.9%	4	57.1%	10	
教育、学習支援業	5	0	—	5	100.0%	0	
医療・福祉	38	0	—	38	100.0%	0	
複合サービス事業	1	0	—	1	100.0%	0	
サービス業(他に分類されないもの)	19	1	5.3%	18	94.7%	0	
その他	13	0	—	13	100.0%	0	
企業規模別	1~9人	109	0	—	109	100.0%	0
	10~29人	28	1	3.6%	27	96.4%	1
	30~55人	18	2	11.1%	16	88.9%	1
	56~99人	10	0	—	10	100.0%	0
	100~299人	17	0	—	17	100.0%	0
	300人以上	45	5	11.1%	40	88.9%	10
	規模不明	3	0	—	3	100.0%	1

【41-①】6-5 青児に関する制度の導入状況(複数回答可)

業種別	回答数	育児休業												子の看護休暇		
		短時間勤務制度		フレックスタイム制		始業・終業時間の 繰り上げ・繰り下げ		所定外労働の免除		在宅勤務・テレワーク		託児施設の設置運営等				
		導入	未導入	導入	未導入	導入	未導入	導入	未導入	導入	未導入	導入	未導入	導入	未導入	
合計	180	87	90	29	141	75	100	86	89	12	161	5	165	77	98	
建設業	18	55.6%	38.9%	16.7%	77.8%	44.4%	50.0%	55.6%	38.9%	—	94.4%	—	94.4%	50.0%	50.0%	
製造業	15	53.3%	46.7%	20.0%	66.7%	66.7%	33.3%	60.0%	40.0%	13.3%	80.0%	—	100.0%	46.7%	46.7%	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	100.0%	—	—	100.0%	50.0%	50.0%	100.0%	—	—	100.0%	—	100.0%	100.0%	—	
情報通信業	2	0	2	0	2	1	1	1	1	1	1	0	2	0	2	
運輸業、郵便業	2	50.0%	50.0%	—	100.0%	100.0%	—	50.0%	50.0%	—	100.0%	—	100.0%	100.0%	—	
卸売業、小売業	45	48.9%	51.1%	11.1%	84.4%	31.1%	66.7%	40.0%	57.8%	2.2%	95.6%	—	93.3%	33.3%	62.2%	
金融、保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不動産、物品販賣業	13	7.7%	84.6%	7.7%	84.6%	15.4%	84.6%	15.4%	76.9%	—	92.3%	—	92.3%	7.7%	84.6%	
学術研究、専門・技術サービス業	7	42.9%	57.1%	14.3%	71.4%	28.6%	57.1%	28.6%	57.1%	14.3%	71.4%	—	85.7%	42.9%	57.1%	
宿泊業、飲食サービス業	10	20.0%	80.0%	10.0%	90.0%	20.0%	80.0%	30.0%	70.0%	10.0%	90.0%	—	100.0%	10.0%	90.0%	
生活関連サービス業、娯楽業	6	50.0%	50.0%	33.3%	66.7%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	16.7%	83.3%	—	83.3%	50.0%	50.0%	
教育、学習支援業	3	100.0%	—	—	66.7%	66.7%	33.3%	100.0%	—	—	100.0%	33.3%	33.3%	100.0%	—	
医療・福祉	30	63.3%	36.7%	33.3%	63.3%	63.3%	30.0%	60.0%	36.7%	10.0%	86.7%	6.7%	90.0%	66.7%	30.0%	
複合サービス事業	1	100.0%	—	—	100.0%	100.0%	—	100.0%	—	—	100.0%	100.0%	—	100.0%	—	
サービス業(他に分類されないもの)	17	52.9%	47.1%	17.6%	82.4%	35.3%	64.7%	52.9%	47.1%	11.8%	88.2%	—	100.0%	29.4%	70.6%	
その他	9	33.3%	55.6%	—	88.9%	22.2%	77.8%	44.4%	55.6%	—	88.9%	11.1%	77.8%	55.6%	44.4%	
企業規模別	1~9人	72	9.7%	88.9%	5.6%	91.7%	12.5%	86.1%	12.5%	2.8%	95.8%	—	95.8%	11.1%	87.5%	
	10~29人	22	54.5%	45.5%	22.7%	77.3%	45.5%	54.5%	45.5%	—	100.0%	4.5%	95.5%	50.0%	50.0%	
	30~55人	18	6	50.0%	16.7%	72.2%	50.0%	44.4%	33.3%	55.6%	11.1%	77.8%	—	88.9%	44.4%	44.4%
	56~99人	8	75.0%	25.0%	—	75.0%	62.5%	25.0%	75.0%	12.5%	12.5%	75.0%	—	87.5%	62.5%	37.5%
	100~299人	16	81.3%	18.8%	12.5%	81.3%	68.8%	31.3%	87.5%	12.5%	12.5%	81.3%	—	93.8%	68.8%	25.0%
	300人以上	43	93.0%	4.7%	32.6%	60.5%	72.1%	25.6%	88.4%	9.3%	11.6%	83.7%	9.3%	83.7%	76.7%	20.9%
	規模不明	1	100.0%	—	100.0%	—	—	—	100.0%	—	—	100.0%	—	100.0%	100.0%	—

【41-②】6-6 介護に関する制度の導入状況(複数回答可)

	回答数	介護休業											
		短時間勤務制度		フレックスタイム制		始業・終業時間の 繰り上げ・繰り下げ		所定外労働の免除		在宅勤務・テレワーク		介護サービスの 費用の助成等	
		導入	未導入	導入	未導入	導入	未導入	導入	未導入	導入	未導入	導入	未導入
合計	179	79	94	31	137	65	104	74	96	13	157	11	158
		44.1%	52.5%	17.3%	76.5%	36.3%	58.1%	41.3%	53.6%	7.3%	87.7%	6.1%	88.3%
業種別													
建設業	17	9	7	3	13	7	9	8	8	0	16	2	14
		52.9%	41.2%	17.6%	76.5%	41.2%	52.9%	47.1%	47.1%	0.0%	94.1%	11.8%	82.4%
製造業	15	7	7	2	11	5	8	6	8	2	11	0	14
		46.7%	46.7%	13.3%	73.3%	33.3%	53.3%	40.0%	53.3%	13.3%	73.3%	0.0%	93.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	0	0	2	1	1	1	1	0	2	0	2
		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
情報通信業	3	0	3	0	3	1	2	1	2	1	2	0	3
		0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	33.3%	66.7%	33.3%	66.7%	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%
運輸業、郵便業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	44	21	23	5	37	14	28	18	24	1	42	1	40
		47.7%	52.3%	11.4%	84.1%	31.8%	63.6%	40.9%	54.5%	2.3%	95.5%	2.3%	90.9%
金融、保険業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
不動産、物品販賣業	14	3	10	3	10	4	10	4	9	2	11	2	11
		21.4%	71.4%	21.4%	71.4%	28.6%	71.4%	28.6%	64.3%	14.3%	78.6%	14.3%	78.6%
学術研究、専門・技術サービス業	8	4	3	2	4	3	3	3	3	2	4	2	5
		50.0%	37.5%	25.0%	50.0%	37.5%	37.5%	37.5%	25.0%	50.0%	25.0%	62.5%	5
宿泊業、飲食サービス業	10	2	8	1	9	2	8	3	7	1	9	0	10
		20.0%	80.0%	10.0%	90.0%	20.0%	80.0%	30.0%	70.0%	10.0%	90.0%	0.0%	100.0%
生活関連サービス業、娯楽業	6	3	3	2	4	3	3	3	3	1	5	1	5
		50.0%	50.0%	33.3%	66.7%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	16.7%	83.3%	16.7%	83.3%
教育、学習支援業	3	3	0	0	2	2	1	2	1	0	3	0	3
		100.0%	0.0%	0.0%	66.7%	66.7%	33.3%	66.7%	33.3%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
医療・福祉	31	14	16	10	20	16	13	15	15	2	28	2	27
		45.2%	51.6%	32.3%	64.5%	51.6%	41.9%	48.4%	48.4%	6.5%	90.3%	6.5%	87.1%
複合サービス事業	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
		0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
サービス業(他に分類されないもの)	17	9	8	3	14	6	11	8	9	1	16	1	15
		52.9%	47.1%	17.6%	82.4%	35.3%	64.7%	47.1%	52.9%	5.9%	94.1%	5.9%	88.2%
その他	7	2	5	0	7	1	6	2	5	0	7	0	7
		28.6%	71.4%	0.0%	100.0%	14.3%	85.7%	28.6%	71.4%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
企業規模別													
1~9人	75	10	62	8	63	11	60	11	60	4	68	4	67
		13.3%	82.7%	10.7%	84.0%	14.7%	80.0%	14.7%	80.0%	5.3%	90.7%	5.3%	89.3%
10~29人	23	10	13	5	18	7	16	8	15	0	23	0	22
		43.5%	56.5%	21.7%	78.3%	30.4%	69.6%	34.8%	65.2%	0.0%	100.0%	0.0%	95.7%
30~55人	15	7	7	3	11	7	8	3	10	1	13	0	13
		46.7%	20.0%	73.3%	46.7%	53.3%	20.0%	66.7%	6.7%	86.7%	0.0%	86.7%	6
56~99人	8	5	3	0	6	3	3	4	2	1	5	0	6
		62.5%	37.5%	0.0%	75.0%	37.5%	37.5%	50.0%	25.0%	12.5%	62.5%	0.0%	75.0%
100~299人	14	11	3	2	11	9	4	12	1	2	11	2	12
		78.6%	21.4%	14.3%	78.6%	64.3%	28.6%	85.7%	7.1%	14.3%	78.6%	14.3%	85.7%
300人以上	43	35	6	12	28	28	13	35	8	5	36	5	37
		81.4%	14.0%	27.9%	65.1%	65.1%	30.2%	81.4%	18.6%	11.6%	83.7%	11.6%	86.0%
規模不明	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1
		100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%

【42】7-1 年次有給休暇の平均取得率

	回答 事業所数	取得率									平均取得率
		0~10%	11~20%	21~30%	31~40%	41~50%	51~60%	61~70%	71~80%	81~90%	
合計	162	42	13	13	22	20	7	12	9	7	41.8%
業種別											
建設業	13	6	1	0	4	0	0	1	0	1	27.8%
製造業	12	1	0	3	2	1	2	0	2	0	48.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	63.0%
情報通信業	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	40.0%
運輸業、郵便業	3	1	0	1	0	0	0	0	0	1	37.8%
卸売業、小売業	44	18	4	6	5	2	0	3	2	2	29.3%
金融、保険業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
不動産、物品販賣業	13	4	1	0	0	2	1	0	0	0	52.3%
学術研究、専門・技術サービス業	5	1	0	0	0	1	1	1	0	0	56.4%
宿泊業、飲食サービス業	7	3	0	0	0	2	1	0	1	0	33.5%
生活関連サービス業、娯楽業	3	0	2	0	0	0	0	0	0	1	40.4%
教育、学習支援業	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	53.5%
医療・福祉	30	4	2	3	6	5	2	3	1	4	46.4%
複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
サービス業(他に分類されないもの)	18	3	2	0	3	4	0	0	2	2	48.6%
その他	7	1	0	0	1	2	0	2	1	0	49.1%
企業規模別											
1~9人	60	24	3	2	3	6	3	5	2	0	40.6%
10~29人	21	4	3	2	2	4	2	1	0	3	40.1%
30~55人	16	6	1	1	3	1	0	2	1	0	32.8%
56~99人	6	1	0	1	1	3	0	0	0	0	35.3%
100~299人	16	2	1	2	4	1	1	1	1	2	45.9%
300人以上	41	3	5	5	9	5	1	3	5	2	47.3%
規模不明	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	50.0%

【48】8-1 福利厚生制度の導入状況

	回答 事業所数	導入状況				導入している福利厚生制度(複数回答可)						
		導入している		導入していない		回答 事業所数	自社制度 構成比	吹田市勤労者福祉共済 構成比		民間の福利厚生制度 構成比		
		構成比		構成比				構成比		構成比		
合計	223	118	52.9%	105	47.1%	223	87	39.0%	8	3.6%	28	12.6%
業種別												
建設業	20	11	55.0%	9	45.0%	20	9	45.0%	1	5.0%	2	10.0%
製造業	18	10	55.6%	8	44.4%	18	7	38.9%	1	5.6%	3	16.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	100.0%	0	-	2	1	50.0%	0	-	1	50.0%
情報通信業	3	2	66.7%	1	33.3%	3	1	33.3%	1	33.3%	0	-
運輸業、郵便業	3	1	33.3%	2	66.7%	3	1	33.3%	0	-	0	-
卸売業、小売業	52	30	57.7%	22	42.3%	52	23	44.2%	1	1.9%	6	11.5%
金融、保険業	1	1	100.0%	0	-	1	1	100.0%	0	-	0	-
不動産、物品販賣業	19	6	31.6%	13	68.4%	19	3	15.8%	1	5.3%	2	10.5%
学術研究、専門・技術サービス業	10	4	40.0%	6	60.0%	10	3	30.0%	0	-	2	20.0%
宿泊業、飲食サービス業	15	4	26.7%	11	73.3%	15	4	26.7%	0	-	0	-
生活関連サービス業、娯楽業	7	5	71.4%	2	28.6%	7	4	57.1%	0	-	2	28.6%
教育、学習支援業	4	3	75.0%	1	25.0%	4	2	50.0%	0	-	1	25.0%
医療・福祉	35	22	62.9%	13	37.1%	35	18	51.4%	0	-	6	17.1%
複合サービス事業	1	0	-	1	100.0%	1	0	-	0	-	0	-
サービス業(他に分類されないもの)	19	11	57.9%	8	42.1%	19	6	31.6%	2	10.5%	3	15.8%
その他	14	6	42.9%	8	57.1%	14	4	28.6%	1	7.1%	0	-
企業規模別												
1~9人	103	26	25.2%	77	74.8%	103	17	16.5%	5	4.9%	5	4.9%
10~29人	27	15	55.6%	12	44.4%	27	11	40.7%	2	7.4%	2	7.4%
30~55人	18	12	66.7%	6	33.3%	18	9	50.0%	1	5.6%	1	5.6%
56~99人	11	6	54.5%	5	45.5%	11	4	36.4%	0	-	2	18.2%
100~299人	17	15	88.2%	2	11.8%	17	10	58.8%	0	-	7	41.2%
300人以上	44	42	95.5%	2	4.5%	44	34	77.3%	0	-	10	22.7%
規模不明	3	2	66.7%	1	33.3%	3	2	66.7%	0	-	1	33.3%

【51】9-1 専門家との契約(複数回答可)

	回答数	弁護士	社会保険労務士		行政書士		税理士		公認会計士		その他		
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		
合計	194	73	37.6%	74	38.1%	18	9.3%	132	68.0%	56	28.9%	13	6.7%
業種別													
建設業	20	7	35.0%	8	40.0%	6	30.0%	15	75.0%	5	25.0%	0	-
製造業	17	9	52.9%	11	64.7%	1	5.9%	11	64.7%	6	35.3%	0	-
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	100.0%	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
情報通信業	2	0	-	1	50.0%	0	-	1	50.0%	1	50.0%	0	-
運輸業、郵便業	3	2	66.7%	2	66.7%	0	-	2	66.7%	1	33.3%	0	-
卸売業、小売業	43	19	44.2%	20	46.5%	4	9.3%	33	76.7%	14	32.6%	2	4.7%
金融、保険業	2	1	50.0%	1	50.0%	0	-	1	50.0%	0	-	0	-
不動産、物品販賣業	21	4	19.0%	3	14.3%	0	-	15	71.4%	5	23.8%	1	4.8%
学術研究、専門・技術サービス業	4	1	25.0%	0	-	0	-	3	75.0%	2	50.0%	0	-
宿泊業、飲食サービス業	11	4	36.4%	4	36.4%	1	9.1%	6	54.5%	5	45.5%	2	18.2%
生活関連サービス業、娯楽業	6	2	33.3%	0	-	1	16.7%	4	66.7%	0	-	1	16.7%
教育、学習支援業	4	2	50.0%	1	25.0%	0	-	1	25.0%	3	75.0%	1	25.0%
医療・福祉	34	15	44.1%	14	41.2%	3	8.8%	23	67.6%	8	23.5%	3	8.8%
複合サービス事業	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
サービス業(他に分類されないもの)	17	3	17.6%	5	29.4%	0	-	9	52.9%	5	29.4%	2	11.8%
その他	8	2	25.0%	3	37.5%	1	12.5%	7	87.5%	0	-	0	-
企業規模別													
1~9人	85	12	14.1%	20	23.5%	5	5.9%	65	76.5%	15	17.6%	6	7.1%
10~29人	28	7	25.0%	13	46.4%	4	14.3%	20	71.4%	10	35.7%	1	3.6%
30~55人	17	6	35.3%	8	47.1%	2	11.8%	12	70.6%	7	41.2%	0	-
56~99人	8	6	75.0%	5	62.5%	0	-	5	62.5%	3	37.5%	0	-
100~299人	16	12	75.0%	8	50.0%	1	6.3%	11	68.8%	7	43.8%	0	-
300人以上	37	29	78.4%	20	54.1%	6	16.2%	17	45.9%	13	35.1%	6	16.2%
規模不明	3	1	33.3%	0	-	0	-	2	66.7%	1	33.3%	0	-

IV. 平成 30 年度吹田市労働事情調査票

30吹都魅経第5188号

平成30年 8月 31日

(2018年)

事業主各位

吹田市長 後藤圭二

(公印省略)

平成30年度(2018年度) 吹田市労働事情調査への御協力のお願い

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市労働福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、吹田市内の事業所における労働条件・雇用条件などについて実態を把握し、今後の労働行政における基礎資料とすることを目的に調査を行っています。

このたび調査対象として市内に所在を置く事業所より1000事業所を無作為に抽出した結果、貴事業所に御協力をお願いすることとなりました。

つきましては御多忙の折、大変恐縮ではございますが、なにとぞ本調査の趣旨を御理解いただき、ぜひとも御協力いただきますようお願い申し上げます。

この調査に関するお問合せ先

吹田市役所 都市魅力部 地域経済振興室

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

(市役所宛の郵便は吹田市役所・室課名だけで届きます)

電話 (06) 6384-1365 (直通)

FAX (06) 6384-1292

平成30年度（2018年度） 吹田市労働事情調査について

- 1 今回この調査に回答いただいた内容は、本市の労働福祉行政推進のための基礎資料とすることを目的に実施するもので、調査結果を目的以外に利用することは一切ありません。
平成30年9月1日現在の貴事業所の状況を、ありのまま記入いただきますようお願ひいたします。
- 2 調査票に回答を記入の上、同封の返信用封筒で、**平成30年10月31日（水）**までに御返送ください。
調査票への記入方法については、下記をご参照ください。
- 3 いただいた回答は地域経済振興室内でのみ集計を行い、調査結果を吹田市のホームページに掲載します。お答えいただいた事業所には、別途調査結果をお送りいたします。
なお、公表される調査結果から、個別の事業所の状況がわかることはありません。

調査票 記入にあたってのお願い

- ① 本調査は、吹田市内に所在を置く事業所についての調査です。
調査の結果は統計調査を目的とした資料としてのみ使用します。目的以外の使用や、個別の回答内容をほかに漏らすことは一切ありません。
- ② 回答は企業全体ではなく、この調査票をお送りした**貴事業所のみの平成30年9月1日現在の状況**について回答いただきますようお願ひいたします。※問1【2】を除く
- ③ 矢印で示している項目については、矢印の先の設問にお進みください。
- ④ この調査で使用している用語（文中の下線_____箇所）については、下記を御参照ください。
- ⑤ 万が一、事業所の廃止・吹田市外への移転等によりご回答いただけない場合は、調査票にその旨、**朱書き**で記入のうえ御返送ください。または、**地域経済振興室（TEL06-6384-1365）**まで御連絡ください。
- ⑥ 本調査に関してご不明な点がございましたら、地域経済振興室（TEL06-6384-1365）まで御連絡いただきますようお願ひいたします。

※ 今回の調査において使用する用語は以下のとおり定義します。

正 社 員	期間を定めずに雇用している正規従業員、正職員などの方。
パ ート タ イ マ ー	1週間の所定労働時間が正社員より短い方。(アルバイト等も含みます。)
契 約 社 員	労働契約にあらかじめ雇用期間が定められている社員。
派 遣 労 働 者	派遣労働者法に基づき、派遣元から派遣され貴事業所の指揮命令で働く方。
勤 務 延 長 制 度	定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した方を退職させることなく引き続き雇用する制度。
再 雇 用 制 度	定年年齢に達した方をいったん退職させた後、再び雇用する制度。
就 業 規 則	従業員の規律や、労働条件などを文書により定めた規則。常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務付けられています。
所 定 労 働 時 間	就業規則などにより定めたいわゆる勤務時間。(休憩・残業等の時間は除きます。)
1週間あたりの所定労働時間	祝祭日など特定の休日のない通常の労働週における合計時間。週によって労働時間が異なる場合は、1ヶ月を平均した労働時間数をご記入ください。

1日あたりの所定労働時間 1日の労働時間が曜日や特定日によって違う場合、通常の労働週の合計時間を就業日数として平均した労働時間数をご記入ください。

労 働 組 合 労働者が主体となって、自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主とする目的として組織する団体又はその連合団体。

無期転換ルール 有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されるルール。

JOBナビすいた 市内求職者に対する就職支援及び地域で従業員を募集する市内事業所の採用支援を行う、吹田市が運営する地域就労支援センター。

公正採用選考人権啓発推進員制度 国と大阪府の連携のもと、常時使用される従業員が25人以上の事業所を対象として推進される制度で、社内における公正な採用選考システムの確立をとおして、同和問題をはじめとするあらゆる差別の撤廃に中心的な役割を果たす「推進員」を設置するもの。

吹田企業人権協議会 企業の立場から、同和問題をはじめとする人権課題に関する啓発活動等に取組むため、上記「推進員」を置く事業所等によって組織された団体。

重 度 障 がい 者 身体障がい者の場合、障害程度等級表の1級もしくは2級の方、及び3級の障害を2つ以上重複して有する方が該当し、知的障がい者の場合は判定機関から障がい程度が重いと判定された方が該当。

障がい者就職応援フェア 本市とハローワーク、商工会議所の共催により、障がいのある求職者を対象として行う合同就職面接会。

短時間雇用管理者 通常の従業員より1日又は1週の労働時間が短いパートタイム労働者の、雇用管理の改善等に関する事項を管理するために選任される人。

機会均等推進責任者 男女雇用機会均等法に定める女性労働者の能力発揮促進を図るために、性別にとらわれない人事管理を徹底させ、女性が能力発揮しやすい職場環境をつくるために選任される、人事労務管理に携わる人。

女性活躍推進法 女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が義務付けられた法律(常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあっては努力義務)。

フレックスタイム制 就業規則等により始業および終業の時刻を労働者の決定にゆだねるとともに、労使間の書面による協定により対象となる労働者の範囲、精算期間、総労働時間などを協定し、1か月以内の一定の期間の中で、労働者がその範囲内で始業および終業の時刻を選択することができる制度。

テ レ ワ ー グ ICT(情報通信技術)を活用し、インターネット等を介して場所や時間にとらわれず柔軟に働く勤務形態。

1年単位の変形労働時間制 労使間の書面による協定によって1か月を超え1年以内の一定期間を平均し、1週間あたりの労働時間が40時間を越えない定めをした場合、特定された週又は日に法定労働時間を越えて労働させることができる制度。

1か月単位の変形労働時間制 労使間の書面による協定、又は就業規則等により、1か月以内の一定の期間を平均1週間当たりの労働時間が法定労働時間を越えない定めをしたとき、特定された週または日において法定労働時間を越えて労働させることができる制度。

裁 量 労 働 制 みなし労働制ともいわれ、実際の労働時間に關係なく労使間で合意した時間を働いたとみなして賃金が支払われる制度。

平成30年度 吹田市労働事情調査票

○お願い

この調査は、吹田市内事業所に雇用されている従業員の労働条件等について実態を把握し、今後の労働行政における基礎資料とすることを目的に実施するものであり、調査結果をこれらの目的以外に使用したり、他に漏らしたりすることはありませんので、ありのままをお答えください。

特記している事項を除き、**平成30年9月1日現在**で記入してください。

調査票で使用している用語については、別紙で詳しく説明していますのでご参照ください。

調査票に記入の上、**平成30年10月31日（水）**までに同封の返信用封筒でご返送ください。

なお、この調査に関する調査結果は平成31年2月下旬に吹田市ホームページに掲載予定です。

事業所名	
所在地	吹田市
電話番号	
記入担当者	所属部課名
	氏名

問1 貴事業所についてお伺いします。

【1】貴事業所の業種は、次のどれに該当しますか。

※主要な事業1つに○をしてください。

- a. 建設業
- b. 製造業
- c. 電気・ガス・熱供給・水道業
- d. 情報通信業
- e. 運輸業、郵便業
- f. 卸売業、小売業
- g. 金融、保険業
- h. 不動産、物品賃貸業
- i. 学術研究、専門・技術サービス業
- j. 宿泊業、飲食サービス業
- k. 生活関連サービス業、娯楽業
- l. 教育、学習支援業
- m. 医療・福祉
- n. 複合サービス事業
- o. サービス業(他に分類されないもの)
- p. その他 ()

【2】貴事業所のほか、本社、支社、工場等を含めた企業全体の従業員数は何名ですか。

- a. 1～9人
- b. 10～29人
- c. 30～55人
- d. 56～99人
- e. 100～299人
- f. 300人以上

【3】貴事業所で勤務されている従業員について教えてください。

		a. 正社員	b. パートタイマー (アルバイトを含む)	c. 契約社員	d. 派遣労働者	e. その他
人数	男性	人	人	人	人	人
	女性	人	人	人	人	人
	うち高齢者 (65歳以上)	人	人	人	人	人
	うち外国人	人	人	人	人	人

【4】正社員の定年退職制を導入していますか。

a. 一律定年制	→	一律定年制の定年年齢は 何歳ですか。
b. その他 ()		
c. 導入していない		歳

【5】定年退職した従業員に対する制度はありますか。

※あてはまるもの全てに○をしてください。

a. 勤務延長制度 (歳まで)	b. 再雇用制度 (歳まで)	c. 再就職あっせん制度
d. その他 ()		e. 特に制度は設けていない

【6】労働契約・雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間、休暇、休日、時間外労働の有無などの労働条件を明示し、書面を交付していますか。

a. 労働条件全般を明示した労働条件通知書を交付している
b. 口頭で明示し、一部は書面を交付している
c. 口頭で明示し、書面は交付していない
d. 明示していない

【7】就業規則で勤務時間や休憩時間を定めていますか。

a. 定めている
<u>1週間あたりの所定労働時間</u> (時間 分)
<u>1日あたりの所定労働時間</u> (時間 分)
<u>1日あたりの休憩時間</u> (時間 分)
b. 制定義務対象外 (事業所規模が10人未満)

【8】労働者が働いた実際の労働時間を把握し、記録していますか。

a. 把握し、記録している	b. 把握しているが、記録していない
c. 把握していない	

【9】昨年の同時期と比べた貴事業所の業績について教えてください。

- a. かなり良くなっている b. 少多少良くなっている c. ほとんど変わらない
d. 少多少悪くなっている e. かなり悪くなっている

【10】労働組合等はありますか。

- a. 労働組合がある b. 社員代表団体がある c. ない

【11】平成25年4月以降、長期間にわたり働いている有期契約労働者（パートタイマーや契約社員等の名称を問わず雇用期間が定められた社員）を雇用していますか。

- a. 雇用している → 【1 2】へ進んでください。
b. 雇用していない → 【1 3】へ進んでください。

【12】平成25年4月1日より改正労働契約法が施行され、平成30年4月から本格的に有期社員に無期転換への申込権が発生しています。無期転換ルールに対応した就業規則等の整備は進んでいますか。

- 整っている (a. 利用あり b. 利用なし) c. 準備中
d. 整っていない e. 制度自体知らない

問2 雇用状況についてお伺いします。

【13】平成29年度（平成29年4月～平成30年3月）の採用について教えてください。

新卒採用者			中途採用者				計	
採用人数	正社員	正社員以外	3~4歳未満		3~4歳以上			
			正社員	正社員以外	正社員	正社員以外		
a. あった	男性	人	人	人	人	人	人	
b. なかった	女性	人	人	人	人	人	人	

【14】正社員：正社員以外の雇用予定について、今後1年間の動向を教えてください。

<正社員>	<正社員以外>
a. 増やしていく予定	a. 増やしていく予定
b. 現状維持の予定	b. 現状維持の予定
c. 減らしていく予定	c. 減らしていく予定

【15】貴事業所での社員採用方法について教えてください。

※あてはまるもの全てに○をしてください。

- | | | |
|-----------------------------|------------------|--------------|
| a. 公共職業安定所を通じて | b. 民間職業紹介機関を利用して | c. 関連会社等を通じて |
| d. 新聞広告や求人雑誌を利用して | e. インターネットを利用して | f. 縁故等を通じて |
| g. 吹田市「JOBナビすいた」の無料職業紹介を通じて | | |
| h. その他 () | | |

【16】「JOBナビすいた」を知っていますか。また、情報提供を希望されますか。

認知について	知っている (a. 加入済み b. 未加入)	c. 知らない
情報提供について	a. 希望する	b. 希望しない

【17】公正採用選考人権啓発推進員は選任していますか。

- | |
|-----------------------|
| a. 選任している |
| b. 選任していない |
| c. 選任対象外（事業所規模が25人未満） |

【18】「吹田企業人権協議会」を知っていますか。また、情報提供を希望されますか。

認知について	知っている (a. 加入済み b. 未加入)	c. 知らない
情報提供について	a. 希望する	b. 希望しない

【19】平成27年～29年度の間に離職された正社員のうち、在籍3年未満離職者数を教えてください。

人

問3 障がい者の雇用状況についてお伺いします。

【20】障がい者を雇用していますか。

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| a. 現在雇用している | → 【21】へ進んでください。 |
| b. 企業全体で雇用しているが、事業所には配属されていない | → 【24】へ進んでください。 |
| c. 過去に雇用していたが、現在は雇用していない | |
| d. 過去も現在も雇用していない | |

【21】障がい者の雇用人数と内訳について教えてください。

	男性		女性	
	重度	中軽度	重度	中軽度
a. 身体障がい者	人	人	人	人
b. 知的障がい者	人	人	人	人
c. 精神障がい者	人			人

【22】障がい者の主な雇用形態について教えてください。

※あてはまるもの全てに○をしてください。

a. 正社員

b. 正社員以外

【23】障がい者の雇用経路について教えてください。

※あてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 公共職業安定所を通じて b. 出身学校からの紹介 c. 職業訓練校からの紹介
d. 障がい者就業・生活支援センターを通じて e. 知人の紹介・縁故 f. 新聞雑誌の求人広告
g. 雇用中に障がいの認定を受けた h. その他 ()

【24】障がい者雇用を促進するにあたり、課題や問題点となる事項があれば教えてください。

※あてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 障がいに応じた職場の配慮事項がわからない b. 障がい者への接し方がわからない
c. どのような業務を任せればいいかわからない d. 職場になじめるかわからない
e. 設備が整っていない f. その他 ()

【25】「障がい者就職応援フェア」を知っていますか。また、情報提供を希望されますか。

認知について	知っている (a. 参加経験あり b. 参加経験なし)	c. 知らない
情報提供について	a. 希望する	b. 希望しない

問4 パートタイム（アルバイトを含む）労働者についてお伺いします。

【26】パートタイム労働者の就業規則はどのように運用していますか。

- a. 正社員の就業規則に準ずる b. パートタイム労働者専用の就業規則がある
c. その他 () d. パートタイム労働者の就業規則はない
e. パートタイム労働者の雇用経験はない → 【32】へ進んでください。

【27】パートタイム労働者の採用、契約更新時に雇用契約内容を提示していますか。

- a. すべて文書で示している b. 重要なことは文書、その他は口頭で示している
c. すべて口頭で示している d. その他 ()
e. 特に示していない

【28】パートタイム労働者を常時10人以上雇用している場合、「短時間雇用管理者」を選任していますか。

※対象の場合のみ回答ください。

- a. 事業所で選任している b. 選任していない c. わからない

【29】パートタイム労働者の一日あたりの平均労働時間を教えてください。

- | | | |
|----------------|----------------|----------------|
| a. 2時間まで | b. 2時間を越え4時間まで | c. 4時間を越え6時間まで |
| d. 6時間を越え8時間まで | e. 8時間を越える | |

【30】パートタイム労働者の社会保険等への加入状況について教えてください。

※あてはまるもの全てに○をしてください。

- | | | |
|---------|------------|---------|
| a. 健康保険 | b. 厚生年金 | c. 雇用保険 |
| d. 労災保険 | e. 退職金共済制度 | |

【31】パートタイム労働者と正社員の労働条件について教えてください。

※あてはまるもの全てに○をしてください。

- | |
|--|
| a. 同一職務に従事するパートタイム労働者と正社員で時間当たり給与に格差はほとんどない |
| b. パートタイム労働者は、職務給中心、正社員は職能給中心で、同一職務でも賃金格差がある |
| c. 職務や経験が同じでも、残業・転勤がある分、正社員の方が、時間当たり給与が高い |
| d. パートタイム労働者に賞与・一時金を支給することがある |
| e. パートタイム労働者にも、時間比例で、年次有給休暇を適用している |
| f. パートタイム労働者にも、福利厚生施設の利用や行事などへの参加を認めている |
| g. パートタイム労働者には、正社員とは別の退職手当制度を適用している |
| h. パートタイム労働者に、意欲と能力等に応じ正社員への転換を認めている |

※職務給：仕事の難易度、責任度、就労条件などを基準に設定された給与

職能給：本人の職務遂行能力を基準に設定された賞与

問5 男女雇用機会均等法関係・ハラスメント対策についてお伺いします。

【32】事業主（代表者）を除く役職者の内訳を教えてください。

	役職者総数	うち、女性役職者数
a. 役員	人	人
b. 管理職	人	人
c. 係長相当職	人	人
d. その他（ ）	人	人

※該当する役職がない場合は、「その他」とし、役職名も記入してください。

【33】実質的な男女の均等な雇用・労働機会及び女性従業員の能力を活用するため取り組んでいる、又は検討していることはありますか。

- 1) 機会均等推進責任者の選任
- 2) 女性が少ない職種に女性を積極的に採用・配置
- 3) 昇進・昇格基準の明確化
- 4) 研修等による意識改革
- 5) 仕事と家庭の両立に向けた制度づくり
- 6) その他（ ）

a. 取り組んでいる b. 検討中 c. 取り組んでいない

a	b	c
a	b	c
a	b	c
a	b	c
a	b	c

【3 4】セクハラを防止するため取り組んでいる、又は検討していることはありますか。

	a . 取り組んでいる	b . 検討中	c . 取り組んでいない
1) 管理職を対象とした啓発のための研修	a	b	c
2) 従業員を対象とした啓発のための研修	a	b	c
3) 就業規則等に防止策を取りまとめ、事業所内への周知	a	b	c
4) 相談のための窓口もしくは制度を定め、従業員への周知	a	b	c
5) 事実関係の確認を行い、迅速に適切な措置を取る体制	a	b	c
6) その他 ()			

【3 5】マタハラを防止するため取り組んでいる、又は検討していることはありますか。

	a . 取り組んでいる	b . 検討中	c . 取り組んでいない
1) 人事等担当者を対象とした啓発のための研修	a	b	c
2) 人事等担当者以外の従業員を対象とした啓発のための研修	a	b	c
3) 雇用管理上の措置を行う場合、本人への十分な説明	a	b	c
4) 雇用管理上の措置を取る場合、適法性について国や顧問弁護士等に確認している	a	b	c
5) 妊娠等した女性は自己都合退職しており、マタハラ問題は生じていない。	a . 当てはまる	b . 当てはまらない	
6) その他 ()	a	b	—

【3 6】パワハラを防止するため取り組んでいる、又は検討していることはありますか。

	a . 取り組んでいる	b . 検討中	c . 取り組んでいない
1) 管理職を対象とした啓発のための研修	a	b	c
2) 従業員を対象とした啓発のための研修	a	b	c
3) 就業規則等に防止策を取りまとめ、事業所内への周知	a	b	c
4) 相談のための窓口もしくは制度を定め、従業員への周知	a	b	c
5) 事実関係の確認を行い、迅速に適切な措置を取る体制	a	b	c
6) その他 ()			

**【3 7】平成27年8月に成立した女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定状況について
お答えください。**

a . 既に提出済みであり、従業員にも周知している。			
b . 既に提出済みだが、従業員への周知はしていない。			
c . 対策を準備中であり、従業員にも周知している。			
d . 対策を準備中だが、従業員への周知はしていない			
e . 特に何もしていない			
f . その他 ()			

問6 育児・介護休業制度関係についてお伺いします。

【38】育児・介護休業制度を就業規則等に明文化していますか。

- | | | | |
|-----------|------------|-------------|----------|
| 1) 育児休業制度 | a. 明文化している | b. 明文化していない | c. わからない |
| 2) 介護休業制度 | a. 明文化している | b. 明文化していない | c. わからない |
| 3) 看護休業制度 | a. 明文化している | b. 明文化していない | c. わからない |

【39】平成29年度（平成29年4月～平成30年3月）育児休業制度の利用はありましたか。

a. 利用があった
b. 利用はなかった

→ 利用者数と
対象者数を
教えてください。

利用期間	男性	女性
対象者数	人	人
利用者数	人	人

※対象者数についてはわかる範囲で結構です。

【40】平成29年度（平成29年4月～平成30年3月）介護休業制度の利用はありましたか。

a. 利用があった
b. 利用はなかった

→ 利用者数を教えてください。

男性	女性
人	人

【41】育児・介護に関する以下の制度を導入していますか。

制度	対象者	3歳未満の子を養育する従業員	要介護の家族の介護を行う従業員
1) 短時間勤務制度	a. 導入 b. 未導入	a. 導入 b. 未導入	a. 導入 b. 未導入
2) <u>フレックスタイム制</u>	a. 導入 b. 未導入	a. 導入 b. 未導入	a. 導入 b. 未導入
3) 始業・就業時刻の繰上・繰下	a. 導入 b. 未導入	a. 導入 b. 未導入	a. 導入 b. 未導入
4) 所定外労働の免除	a. 導入 b. 未導入	a. 導入 b. 未導入	a. 導入 b. 未導入
5) 在宅勤務・ <u>テレワーク</u>	a. 導入 b. 未導入	a. 導入 b. 未導入	a. 導入 b. 未導入
6) 託児施設の設置運営等	a. 導入 b. 未導入	—	—
7) 子の看護休暇	a. 導入 b. 未導入	—	—
8) 介護サービスの費用の助成等	—	—	a. 導入 b. 未導入

問7 ワーク・ライフ・バランス推進への取組についてお伺いします。

【42】貴事業所の常用労働者一人当たりの平均の年次有給休暇の取得率※についてお答えください。

□ %

※注：算出に当たっては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの実績取得率をベースに回答してください。

(全従業員の有給休暇消化日数) ÷ (全従業員の有給休暇付与日数) × 100
有給休暇付与日数は、繰越分を含まず過去1年間の付与日数をさします。

【43】ワーク・ライフ・バランス推進のために、取り組んでいることがあれば教えてください。

※あてはまるもの全てに○をしてください。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| a. 従業員への意識啓発 | b. ノー残業デーの設定 |
| c. 業務改善による労働時間（時間外労働）の短縮 | d. メンタルヘルス対策 |
| e. 年次休暇の取得促進（時間単位取得可等） | f. 在宅勤務・テレワーク |
| g. その他（ ） | |

【44】変形労働時間制等を導入していますか。※あてはまるもの全てに○をしてください。

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| a. <u>1年単位の変形労働時間制</u> | b. <u>1か月単位の変形労働時間制</u> |
| c. フレックスタイム制 | d. 裁量労働制 |
| e. その他（ ） | f. 導入していない |

【45】労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施していますか。

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1) 正社員 | a. 実施している | b. 実施していない |
| 2) その他の従業員 | a. 実施している | b. 実施していない |

【46】従業員の健康保持のために、取り組んでいることがあれば教えてください。

※あてはまるもの全てに○をしてください。

- | | |
|----------------|---------------|
| a. 人間ドックの受診を推奨 | b. がん検診の受診を推奨 |
| c. 社内の禁煙・分煙化 | d. 節煙・節酒を推奨 |
| e. 食生活の見直し | f. 適度な運動の推奨 |
| g. その他（ ） | |

【47】メンタルヘルスケアに取り組んでいますか。※あてはまるもの全てに○をしてください。

- | | | |
|---------------|------------|----------------|
| a. 相談対応窓口の整備 | b. 産業医等がいる | c. 研修・セミナー等の開催 |
| d. 職場復帰における支援 | e. その他（ ） | |

問8 福利厚生の状況についてお伺いします。

【48】導入している福利厚生制度について教えてください。

※あてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 自社制度
- b. 吹田市勤労者福祉共済制度 ※
- c. 民間の福利厚生制度（名称：）
- d. 導入していない

※ 吹田市勤労者福祉共済制度とは、市内の事業所と吹田市が協力して、事業所で働くパートタイマーを含む労働者を対象に、事業所単独で実施が困難な給付・福利厚生事業等を行う制度です。市内に事業所があり、従業員数が300人以下の事業所の事業主が加入できます。301人以上でも、特定退職金共済制度に加入している事業所で働くパートタイマーは制度の対象とすることができます。

吹田市勤労者福祉共済制度の情報提供について a. 希望する b. 希望しない

【49】以下の制度はありますか。ある場合、自社と自社以外どちらの制度ですか。

a. 自社制度 b. 自社以外の制度 c. ない

- 1) 住宅手当、家賃補助
- 2) 健康診断、人間ドックの補助
- 3) お祝い金（結婚、出産等）
- 4) お見舞金（傷病等）
- 5) 慰労金（勤続○○年等）
- 6) レジャー施設等の利用補助や割引
- 7) 社員旅行の実施、個人旅行への補助
- 8) 運動会等レクリエーションの実施
- 9) カフェテリアプラン
- 10) 退職金制度

a	b	c
a	b	c
a	b	c
a	b	c
a	b	c
a	b	c
a	b	c
a	b	c
a	b	c
a	b	c

【50】福利厚生制度の導入や継続にあたり、課題や問題点となる事項があれば教えてください。

※あてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 経費負担が大きい
- b. 従業員からの要望が少ない
- c. 従業員が福利厚生より現金支給を望む
- d. 事務作業負担が大きい
- e. その他（）

問9 労働問題についての相談機関についてお伺いします。

【51】貴事業所は専門家と契約していますか。 ※あてはまるもの全てに○をしてください。

- | | | |
|--------|------------|------------|
| a. 弁護士 | b. 社会保険労務士 | c. 行政書士 |
| d. 税理士 | e. 公認会計士 | f. その他 () |

【52】労働問題に関する以下のような公的相談機関を知っていますか。

知っている (a. 利用あり b. 利用なし c. 知らない)

- | | | | |
|----------------|---|---|---|
| 1) 吹田市労働相談 | a | b | c |
| 2) 大阪労働局総合労働相談 | a | b | c |
| 3) 大阪労働局雇用均等室 | a | b | c |
| 4) 大阪労働基準監督署 | a | b | c |
| 5) 大阪府総合労働事務所 | a | b | c |

問10 労働に関する啓発についてお伺いします。

【53】貴事業所が市等の情報を最も入手しやすい手段はどれですか。

- | | | |
|-------------|---------------------------|------------|
| a. 市報 | b. 市ホームページ | c. メールマガジン |
| d. ダイレクトメール | e. FacebookやTwitterなどのSNS | |
| f. LINE | g. その他 () | |

【54】行政が力を入れるべきだと思うテーマを教えてください。

※あてはまるもの全てに○をしてください。

- | | | |
|--------------------|-------------------------|----------|
| a. ワーク・ライフ・バランスの推進 | b. 労働者の確保 | c. 女性の活躍 |
| d. ハラスメント対策 | e. 最新の労働情報の周知(法改正・新制度等) | |
| f. その他 () | | |

問11 吹田市が実施する事業についてお伺いします。

【55】以下の吹田市が実施する補助制度等を知っていますか。

1) 吹田市小企業者事業資金融資制度 2) 知的財産権取得事業補助金 3) 展示会等出展事業補助金 4) エコアクション21認証取得事業補助金 5) 中小企業ホームページ作成事業補助金 6) 中小企業大学校受講補助金 7) 地元企業等共同研究開発事業補助金	知っている (a. 利用あり b. 利用なし c. 知らない)		
	a	b	c
	a	b	c
	a	b	c
	a	b	c
	a	b	c
	a	b	c
	a	b	c

問12 その他

【56】その他、何か御意見があれば、御記入下さい。

御協力ありがとうございました

記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒で、

平成30年10月31日（水）までに御返送ください。

V. あとがき

今回調査に御協力いただいた事業所の中には、労働基準法等の法令で定められた基準を満たしていない、あるいは適切な処置を講じていない事業所がいくつかありました。今回の調査を踏まえ、特に知りたい内容を次のとおりお示しいたします。改めて御確認いただき、今後も適切な労働環境の整備に努めていただきますようお願いいたします。

【1】就業規則について

労使間のトラブルを未然に防ぐためには、労働条件や服務規律などを明確に定め、労働者に周知しておくことが必要です。就業規則はこれらを文書として具体的に定めたものであり、10人以上の労働者を使用する使用者は、作成し、所轄の労働基準監督署に届出することが義務付けられています（労働基準法第89条）。未作成の事業所におかれましては、すみやかに作成し、届け出てください。

なお、毎月第1・3・4・5水曜日には吹田市役所地域経済振興室において社会保険労務士による「労働相談」を実施しております。就業規則等に関する相談も承っておりますので、これから新たに就業規則を作成される事業主の皆さまは是非御活用ください（予約制。TEL06-6384-1365）。

すでに作成されている事業所におかれましても、就業規則が適正なものであるかどうかを今一度見直していただき、労働者が安心して働く職場づくりに取り組んでいただきますようお願いいたします。

【2】無期転換ルールについて

有期労働契約で働く方については、雇止めの不安の解消、待遇の改善が課題となっていることから、有期契約労働者の無期契約化を図り、雇用を安定化させる目的で、平成25年（2013年）4月1日に改正労働契約法が施行されました。無期転換ルールは、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が通算5年を超えて更新された場合、有期契約労働者（契約社員、アルバイトなど）からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールです。平成30年（2018年）4月から有期契約労働者に無期転換への申込権が発生しています。今回の調査では、準備が整っていないと答えた事業所や、制度自体知らないと回答した事業所がみられました。まだ準備が整っていない事業所は早急に取り掛かるようお願いいたします。

（参考：無期転換ルールポータルサイト <http://muki.mhlw.go.jp/>）

【3】法定雇用率について

障害者雇用率制度において、平成30年（2018年）4月1日以降、一般民間企業における障がい者の法定雇用率は2.2%です。また、対象となる事業主の範囲が広がり、従業員を45.5人以上雇用している企業は、障がい者を1人以上雇用しなければなりません。2021年4月までには、更に0.1%引き上げとなり、一般民間企業においては法定雇用率が2.3%となります。今回調査で回答のあった事業所でも、法定雇用率未達成の事業所が見られました。

「大阪府障がい者雇用促進センター」では、事業主等に対して、障がい者雇用全般から、各種支援制度の活用などの情報提供、障がい者の採用や雇用管理に関する支援など様々なサポートを行っています。さらに、平成22年（2010年）4月1日に施行された「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」では、契約や補助金交付など府と関係のある法定雇用率未達成事業主に対して、法定雇用率の達成に向けた取り組みの誘導、支援を行っています。

法定雇用率未達成事業所におかれましては、障がい者雇用により一層積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【4】パートタイム労働法について

労働基準法では、パートタイム労働者も含めて、労働者を雇い入れする際には労働条件を明示することが義務付けられています（労働基準法第15条）。また、新たにパートタイム労働者を雇い入れた際に、「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」についての文書の交付等による明示が義務付けられています（パートタイム労働法第6条）。今回調査では、労働条件を明示していないと回答した事業所があり、パートタイム労働者の雇用管理に問題のある事業所が見られました。労働条件の明示に関しては罰則規定も設けられており、違反の場合は過料がかかる可能性があります。該当する事業所におかれましては、至急、労働環境の整備に努めていただきますようお願いいたします。

また、2020年4月1日にはパートタイム・有期雇用労働法が施行され（中小企業の適用は2021年4月1日）、正社員と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差が禁止されます。パートタイム労働者を含む非正規社員を雇用している事業所は、厚生労働省が発行する「同一労働同一賃金ガイドライン」などを参考にして、非正規社員の処遇改善に向けて、準備を進めてください。パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせは、大阪府労働局雇用環境・均等部へ（TEL06-6941-8940）。

【5】労災保険について

労災保険とは、労働者災害補償保険法に基づく制度で、業務上災害又は通勤災害により労働者が負傷・疾病・障害・死亡の場合、被災労働者（又は遺族）に対し保険給付を行う制度です。労働者を一人でも使用する事業所は、労災保険の適用を受けることになり保険料を納付しなければなりません。保険料は全額事業主負担とされています。労働者とは、正社員のみならず、パート、アルバイト等、雇用されて賃金を支給される方すべてを言います。今回調査においても、労災保険未加入の事業所がありました。未加入事業所におかれましては、御加入いただき、労働者が安心して働く職場づくりに取り組んでいただきますようお願いいたします。詳しくは、茨木労働基準監督署にお問合せください（TEL072-622-6871）。

【6】定期健康診断について

労働安全衛生法第66条、及び労働安全衛生規則第44条において、常時雇用する労働者（パートタイマーを含む）に対し、年に1度定期健康診断を実施しなければならないと規定されています。

労働者の健康を確保し快適な職場づくりをすすめるために、事業所の規模に応じて、産業医・衛生管理者等を選任するなど、管理体制の整備を行うことが望ましいとされていますが、小規模事業所では独自に実施することが困難な場合もあるかと思います。全国に設置されています地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業所に対し、各種健康相談、個別訪問による産業保健指導、産業医による長時間労働者に対する面接指導、産業保健情報の提供などを無料で行っております（茨木地域産業保健センター TEL072-631-2770）。該当する事業所におかれましては、是非御活用ください。

【7】福利厚生について

日本経済団体連合会が実施している「2017年度福利厚生費調査結果」では、福利厚生費の現金給与総額に対する比率は、19.4%でした。全産業平均で従業員1人1か月あたり108,335円でした。法定福利費の現金給与総額に対する比率は雇用保険料率の引き下げなどにより、少し低下しているものの、趨勢的には増加傾向にあります。一方、法定外福利費は抑制傾向が続き、17年度は前年度比7.0%減と大幅に減少しています。この背景には、非製造業の回答割合が高まったことが要因と考えられています。

(参考：第62回福利厚生費調査結果報告 <http://www.keidanren.or.jp/policy/2018/115.html>)

福利厚生制度がない事業所におかれましては、従業員が生涯にわたり、充実した生活ができるよう、福利厚生制度の導入について御検討いただきますようお願ひいたします。

《従業員の皆さまの福利厚生にお役立てください》

吹田市勤労者福祉共済

吹田市勤労者福祉共済制度は、従業員の福利の増進と企業の振興を図ることを目指して、市内の事業所と吹田市が協力し、個々の事業所では実施が困難な従業員の福利厚生事業を行っています。

福利厚生とは？

結婚・出産時のお祝い金、永年勤続慰労金などの慶弔金の給付、健康診断・宿泊等の補助、映画・スポーツ観戦等のチケットの斡旋等を行っています。



健康診断の受診も補助対象になります。
まずはお気軽にご相談ください。入会募集中です！

詳細…勤労者福祉共済
HPをご覧ください！

福祉共済キャラクター
キョーサイくん



費用は？

会費：入会金無し 月額 700 円/人
※ただし、350 円以上は事業主負担です。

【問合せ】吹田市 勤労者福祉共済事務局
〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40
(吹田市役所 地域経済振興室内)
TEL : 06-6384-1365
FAX : 06-6384-1292
Mail : s_roudou@city.suita.osaka.jp

《吹田市内の求職者と企業のマッチングをサポートします》

JOB ナビすいた

吹田市在住・在学・在勤の求職者を対象とした、利用無料の就労支援施設です。
また、職業紹介アドバイザーによる、求人企業への採用支援も無料で行っています。



求職者向けサービス

求人情報の閲覧、就職相談、自己分析や面接対策等の各種セミナー、就職面接会、仕事の紹介 等

JOB ナビすいた
HP はこちら♪

求人企業向けサービス

求人紹介、採用支援、就職面接会参加のご案内、施設・吹田市ホームページでの企業 PR 等

【問合せ】JOB ナビすいた

〒564-0082 吹田市片山町 1-1
(メロード吹田一番館 2 階)
求職者 TEL : 06-6310-5866
求人企業 TEL : 06-6170-8972
開館時間：月～金・第1土曜日 11:00-19:00
※第2～5土・日・祝・年末年始は休館日

《職場のトラブル・社会保険について・労働に関するご相談はどちら》

労働相談

賃金の未払いや解雇、労働災害、育児・介護休業、社会保険など労働問題全般について相談ができます。
雇用主からの、人事・労務管理に関する相談もお受けしています。秘密厳守、利用無料です。

弁護士・社会保険労務士による相談

曜日：第1・3・4・5水曜日（相談員：社会保険労務士）
第2水曜日（相談員：弁護士）
時間：13:00-16:00 ※おひとり 30 分程度
申込：右記の問合せ先に、直接来庁もしくはお電話（予約優先）
費用：無料

【問合せ】吹田市役所 地域経済振興室

〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40
(労働担当：低層棟 3 階 316 番窓口)
TEL : 06-6384-1365
FAX : 06-6384-1292
開館時間：月～金曜日 9:00-17:30
※土・日・祝・年末年始は休業。

《企業の社会的責任を果たすために》

企業人権協議会

公正採用の推進、確立をはじめとした企業としての社会的責任を果たすために、活動を行っています。

活動内容

総会（年 1 回）、役員研修会、会員事業所研修会、役員研修会（フィールドワーク）、就職差別撤廃キャンペーン活動、人権啓発活動

【問合せ】吹田市役所 地域経済振興室

上記同様。

平成 30 年度（2018 年度）吹田市労働事情調査

平成 31 年（2019 年）3 月発行

編集・発行

吹田市都市魅力部地域経済振興室

〒564-8550 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

電話 （06）6384-1365

この冊子は 450 部発行し、1 部当たり 174.9 円です。